

【2023年3月号(第15号)】

みずほフィナンシャルグループ
みずほ銀行 中国営業推進部

CHINA BUSINESS MONTHLY

本号ではコロナを経て今後の展開が期待される中国企業による日本投資の最新動向と、水素を中心とする中国の新エネルギー領域の現状についてお届けいたします。

続いて昨年末に公開された会社法の二回目の改正案について企業への影響と、中国の知財の領域における中国の最新動向と企業の留意点を紹介いたします。

この月刊「チャイナビジネスマンスリー」シリーズでは、引き続き中国ビジネスに関わる皆様にとってご関心の高いトピックスをみずほがキュレーター役となってお届けして参ります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

【CONTENTS】 (電子版では各記事名をクリックして頂きますと当該記事が表示されます。)

1. チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス……………P1
2. 中国企業の日本投資の最新動向について……………P2
3. 中国の水素エネルギーの発展戦略と将来展望……………P7
4. 中国会社法改正法案概要と企業に与える影響……………P17
5. データから見る中国知的財産権の発展状況と課題……………P24

発行日：2023年3月06日

2023年3月

<チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス>

MIZUHO

中国営業推進部

・赤字は今月号で取り上げるトピックス ・青字は今後注目したいトピックス ・紫字は直近1か月で公表されたトピックス

	【政治・外交等】	【経済・金融】	【社会・その他】
キーワード	ウクライナ問題、米中関係、日中関係（対外経済環境） サステナ/SDGs（CO2ピークアウトとカーボンニュートラル等） サイバーセキュリティ法・データ安全法・個人情報保護法 マクロ経済/コロナ対策 ・共同富裕 ・不動産問題 ・独禁法/プラットフォーム規制 ・法治化 ・人口・高齢化 ・医療・ヘルスケア ・教育（学習塾等）		
	・RCEP/CPTPP ・人民元国際化 ・インバウンド ・エネルギー ・標準化推進 ・メタバース ・米国上場/香港上場 ・資本市場整備 ・環境規制 ・知財保護 ・イノベーション / 5G / ブロックチェーン / 自動車 / 電池 ・税制改革 ・コーポレートガバナンス ・労働者保護		
※1 集団学習	・国際発信の強化（第30回2021/5） ・共産党の伝統（第31回2021/6） ・反腐敗闘争の堅持（第40回2022/6） ・人材による軍の強化（第41回2022/7） ・第二十回党大会の精神の学習 （第20期中央政治局第1回2022/10）	・エコジー文明（第29回2021/4） ・バイオセキュリティガバナンス（第33回2021/9） ・デジタル経済（第34回2021/10） ・資本の健康発展の規範と引導（第38回2022/4） ・新たな発展構造の構築（第20期第2回2023/1） ・基礎研究の強化（第20期第3回2023/2）	・社会保障（第28回2021/2） ・法治体制（第35回2021/12） ・カーボンニュートラル（第36回2022/1） ・中国の人権（第37回2022/2） ・中華文明の歴史の研究の深化（第39回2022/5）
※2 パブコメ	・立法法(第2回) (22/12/30～23/1/28) ・反スパイ法(第2回) (22/12/30～23/1/28) ・外国国家管轄免除法 (22/12/30～23/1/28)	・不正競争防止法 (22/11/23～12/22) ・会社法(第2回目修正草案)(22/12/30～23/1/28) ・増値税法 (22/12/30～23/1/28) ・金融安定法 (22/12/30～23/1/28) ・『三つの弁法と一つの規定』(固定資産貸付管理弁法、流動資金貸付管理弁法、個人貸付管理弁法、プロジェクトファイナンス業務管理規定) (23/1/6/～2/6)	・道路自動車両生産参入許可管理条例 (22/10/28～11/27) ・社会信用体系建设法 (22/11/14～12/14) ・海洋環境保護法 (22/12/30～23/1/28) ・商標法改正草案 (23/1/13～2/27) ・知財侵害刑事案件法律適用に関する法解釈 (23/1/18～3/5)
主な公表 政策等	・陸地国境法 (21/10/23) ・党百年の重大な成果と歴史的経験 (21/11/11) ・政府活動報告 (22/3/5) ・中国共産党政治協商活動条例 (22/6/20) ・デジタル政府構築強化(22/6/23) ・中国共産党定款 (22/10/22)	・製造業を重点とする外資投資の促進措置(22/10/25) ・外資投資奨励産業目録(2022年版) (22/10/28) ・不動産市場の安定と健康的発展への金融による支持の実施に関する通知 (22/11/23) ・内需拡大戦略計画綱要 (22/12/19) ・企業中長期外債審査登記管理弁法 (23/1/5) ・外資投資研究開発センターの奨励措置 (23/1/18) ・企業中長期外債借入の審査登記手続指南(23/2/9) ・商業銀行金融資産リスク分類弁法 (23/2/10) ・交通物流産業への金融支持の強化 (23/2/13) ・上場会社証券発行登録管理弁法 (23/2/17) ・IPO登録管理弁法 (23/2/17) ・国内企業の海外での証券発行及び上場管理弁法 (23/2/17)	・データ越境移転安全評価弁法 (22/7/7) ・国家標準管理弁法 (22/9/9) ・強制認証製品管理規定 (22/9/29) ・著名人の広告への出演のさらなる規範化に関する指導意見 (22/10/31) ・工業と情報化領域のデータ安全管理弁法(試行) (22/12/8) ・データ基礎制度の構築に関する意見(22/12/19) ・情報技術製品の国家通用言語文字の使用に関する管理規定 (23/1/3) ・公開地図内容表示規範 (23/2/6) ・両用品目輸出管理業務の一層の強化(23/2/12)

※1 集団学習：対外公表されている中国共産党中央政治局による集団学習会の主なテーマを記載（2021/1以降）

※2 パブコメ：対外公表されている政府各部署から草案等に対する意見募集（パブリックコメント）の主なものを記載(2021/12以降)

中国企業の日本投資の最新動向について

森・濱田松本法律事務所
中国弁護士 康石、金春賢
Email: shi.kang@mhm-global.com
TEL:03-5223-7796

<要約>

- ・中国企業による対日直接投資は増加傾向にあり、2018年以降米中の緊張関係の影響を受けて中国企業による対米直接投資額が急減した一方、日本への直接投資は急増した。
- ・しかし投資残高やM&A投資金額ベースで見ると多くはなく今後の成長余地が大きい。
(中国からの直接投資残高に占める割合は第20位以下)
- ・中国企業が日本に直接投資する業界は主にソフト・情報、及び不動産・ホテル等の非製造業と電機等の製造業である。
- ・近年のトレンドとして、日本企業のノンコアビジネス、中小企業、戦略的提携を図るマイノリティー出資といった特徴が見られる。

1. はじめに

日中間の取引について第1線でアドバイスしている法律家として、筆者が肌感覚で感じているのは、従来は日本から中国への投資がほとんどであったが、直近数年間において、中国企業による対日投資が増えている。

本稿の第2部分では、複数の統計数字から、中国企業の対日投資の傾向を概観したうえで、第3部分では、事例も踏まえながら、対日投資の取引タイプのトレンドを概観し、第4部分では、直近の対日投資に影響を与える法改正や政策を説明することとする。

2. 統計数字から見るトレンド

(1) 中国企業による対日直接投資のフロー

中国当局が公表した「中国対外直接投資統計公報」¹（以下、「統計公報」という。）における統計データによれば、中国企業による対日直接投資のフローは、2003年から2021年までの間、総じて増加傾向にある。そのうち、2017年以降は、中国政府の不動産、娯楽・観光等非実体経済分野への過度な投資による資本流出を抑制する観点からの対外投資管理強化、及び欧米諸国での外国企業に対する投資規制強化を背景に、欧米向けを中心に急減したものの²、中国企業の日本への直接投資は減少に転じることなく成長し続けた。特に、2018年以降は、中国とアメリカの緊張関係の影響を受けて、中国企業による対米直接投資額が急減したが、日本への直接投資は逆に急増した。その後、2019年以降はコロナ禍等の影響で中国企業からの対日直接投資は一時的に減少に転じたが、2021年には再び回復し、かつ過去最高を更新した。

但し、統計公報によれば、2021年時点での中国による対日直接投資残高は、48.8億ドルであり、中国からの発展国への直接投資残高に占める割合は第10位に過ぎず、全体に占める割合も第20位以下であ

¹ 商務部、国家統計局、国家外貨管理局「2003年度中国対外直接投資統計公報」、「2015年度中国対外直接投資統計公報」、「2021年度中国対外直接投資統計公報」(<http://fec.mofcom.gov.cn/article/tjsj/tjgb/>)等

² 玉井芳野、「変容する中国の対外直接投資～米国・欧州向けは急減、アジア向けは堅調」、『みずほインサイト』、2020年3月4日 (<https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/mhri/research/pdf/insight/gl200304.pdf>)

る。また、日本の統計データ³によれば、2021年における中国企業による対日グリーンフィールド投資件数は7件であり、前年比16.7%伸びているものの、外資全体の対日投資に占める割合はわずか4%である。そして、同年における中国企業による対日M&A件数は前年と同じく15件であり、外資全体の対日M&Aに占める割合は8.9%である。中国企業による対日投資は、グリーンフィールド投資よりはM&Aが多いと言われているが、2000年から2021年までの中国企業による対日M&Aについての統計を見ると、件数ベースでは中国が外資による対日M&Aの12%を占め、アメリカに続く第2位にあるが、金額ベースでは2%に過ぎない状況である⁴。

以上を纏めると、中国企業による対日投資は、過去において増加傾向にあるものの、投資残高やM&A投資金額ベースで見ると、決して多いわけではなく、今後成長の空間が大きいと言える。

(2) 主力投資者として登場する民間企業

統計公報によれば、2006年頃の中国の対外直接投資は国有企業が81%を占め、圧倒的に多かったが、民間企業による対外直接投資は伸び続けており、2017年には中国の対外直接投資残高に占める民間企業の割合が50.9%になり、初めて国有企業を上回った。ここ数年は、中国の対外直接投資の主力が国有企業になっている年と民間企業になっている年があり、国有企業一辺倒の過去に比べて、民間企業による投資が全体に活気を与えるようになっている。

(3) 投資する主な目的及び業界

統計データ⁵によれば、2013年からのここ10年において、中国企業が日本に直接投資する業界は主にソフト・情報、及び不動産・ホテル等の非製造業と電機等の製造業である。そして、製造業の中では、件数別での上位3位は、電機、化学、非鉄・金属製品であり、金額別での上位3位は、電機、輸送用機器、医薬品である。こういった業界に投資する目的は、主に優れたインフラ及び低金利政策の下で、比較的に確実な不動産の収益性を狙うことと、技術及び研究・開発の人材、ブランド、及び経営管理に関する経験等を取得することにあると推察される。

3. 実例から見るトレンド

統計データというマクロの観点からのトレンドは上記2の通りであるが、実際の個々の取引は、それぞれ、特有の背景があり、投資する側と投資を受け入れる側等の関係者のニーズが合致して初めて、実現することになる。実務上、日中間のクロスボーダー投資案件が発生する背景等に基づく大きな類型としては、主に以下の3つがある。

(1) 中国企業によるノンコアビジネスの買収

複合的な要因により、世界中景気の後退が生じている中で、日本の経済産業省は2020年6月に、大規模・多角形企業を主な対象に、企業の継続的な成長を実現させるために、経営資源をコア事業の強化や成長事業・新規事業への投資に集中させることを目的とした事業再編実務指針を公表した。同指針は、会社の事業について十分に評価した上で、低収益・低成長の旧来事業のみならず、高収益・低成長の成熟事業であっても、中長期的に自社で経営することが最善策でなければ、早期に切り出して、資金を高い成長性を有する事業に用いることを求めている。これを受けて、日本ではM&Aを活用した事業の選択と集中がより活発的に行われており、ブランド力の強化や技術のアップグレード等を目指す中国企業にとって、取引のチャンスとなっている。

³ ジェトロ「対日投資報告(2022年版)」、2022年9月 (https://www.jetro.go.jp/invest/investment_environment/ijre/)

⁴ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「経済産業省 第1回 対日M&A課題と活用事例に関する研究会資料2」、2022年9月22日 (https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/m_and_a/pdf/001_02_00.pdf)

⁵ レコフM&Aデータベース等における統計データ

近年において、上記のような背景に基づく取引事例は少なくない。中国の自動車部品事業を行う安徽中鼎が日本のタイヤ大手のブリヂストンの防振ゴム事業を買収した事案がその一例と言える。ブリヂストンは、2021年12月10日に、競争力のある事業にフォーカスするための多角化事業の再編の一環として、事業及び従業員の継続的な成長、ブリヂストンのコア競争力とのシナジー、事業の経済性等の観点から、防振ゴム事業を安徽中鼎に譲渡することを決定したと公表した⁶。買主としての安徽中鼎は、新会社における新型エネルギー車業務及び空気ばね業務が自社のスマートシャシー業務を向上させることに役立つと見ている⁷。

中国でコンデンサ事業を行う南通江海が日立化成及びその子会社である日立エーアイシーの小型フィルムコンデンサ事業を除くコンデンサ事業及び蒸着フィルム事業を買収した事案もその一例である。売主としての日立化成は対象事業の収益の確保が難しい状況において売却を決めており⁸、買主としての南通江海は、買収を通じて技術の含有量が高い新製品の輸出を増加させ、買収した日本にあるエーアイシーテック社を通じてアメリカに輸出することで関税も回避すること等を図っており、買収後の業績も実際に成長を遂げているようである⁹。

(2) 中小企業の買収

日本では企業全体のうち、中小企業の数が圧倒的な割合を占めるが、近年、技術力を有する中小企業であっても、コロナ禍の影響等で経営状況が悪化したり¹⁰、後継者不足の問題に直面する場合も増えてきており、中国企業が日本の中小企業を買収するケースが多くなっている¹¹。

例えば、中国資本による新シコー科技の買収がその一例であると言われている。新シコー科技はスマートフォンのカメラ用のピント調節部品を米国のアップルに独占供給をしていた非上場企業であるが、アップルの契約打ち切りの影響で、2012年に経営破綻し、かつ後継者いない問題にも直面した状況において、中国で伸びているスマホ市場も考慮した上で、2016年に中国の電子部品大手、深圳欧菲光科技の創業者に売却したが、2019年になってからは小米等の中国製スマホ向けの販売で出荷量が迅速に伸びるようになった¹²。

(3) 戦略的提携を図るマイノリティー出資

中国企業による日本の上場会社への投資は、支配権の取得を目的とする取引も存在はするものの、日本企業の技術やブランドを最大限活用し、中国での事業の拡大を目指す等の戦略的な目的でのマイノリティー出資が、取引関係者にとって受け入れやすい側面もあり、実務上より多く発生している。

例えば、テンセントが2021年11月に角川に対して300億円（出資比率：6.86%）を出資したことがその一例である。テンセントと角川は、中国での出版事業等で提携してきた関係にあるが、当該取引によって、ゲーム事業で強みを持っているテンセントは、角川が持っているIPを生かしてコンテンツを作り、高収益を図ることができ、受け入れ側としての角川も、角川のIPをゲームやアニメ事業において、中国

⁶ 「防振ゴム事業の会社分割（簡易吸収分割）による当社完全子会社への承継および当該当社完全子会社株式の譲渡に関するお知らせ」、2021年12月10日（<https://www.nikkei.com/nkd/disclosure/tdnr/d95v46/>）

⁷ 「支配株主の同業競争禁止承諾事項の免除に関する公告」、2021年12月11日（https://pdf.dfcfw.com/pdf/H2_AN202112101533771545_1.pdf）

⁸ 「会社分割および株式譲渡によるコンデンサ事業(小型フィルムコンデンサ事業を除く)等の譲渡に関するお知らせ」、2020年1月28日（https://www.mc.showadenko.com/japanese/information/2020/n_2001284qc.html）。

⁹ 「南通江海 2021 年年度報告」、2022年3月25日（<http://www.szse.cn/disclosure/listed/bulletinDetail/index.html?06fe53d8-9946-4a84-9155-624c357ff1be>）

¹⁰ 「中小企業とは 日本企業の99.7%」、『日本経済新聞』、2020年5月20日（<https://www.nikkei.com/article/DGXKZO59317670Z10C20A5EA2000/>）

¹¹ 「日本の中小企業、後継者不足で中国に譲渡」、『中国網』、2016年12月31日（http://japanese.china.org.cn/jp/txt/2016-12/31/content_40006575.htm）

¹² 「悩む中小企業、中国マネーに活路 買収が過去最高」、『日本経済新聞』、2019年6月29日（<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ046773440Z20C19A6EA5000/>）

を含む世界市場に売り出すことを図ることができる¹³。

4. トレンドに影響する法改正・政策

近年になって、日本政府による対内直接投資の誘致政策も実施されている。2013年6月14日には「2020年における対内直接投資残高を35兆円へ倍増する」目標が閣議決定され、2020年12月末時点で対日直接投資残高が39.7兆円になったことで、この目標は達成できている¹⁴。その後、2021年6月2日には、「対日直接投資促進戦略」が決定され、「対日直接投資残高を2030年までに80兆円と倍増すること」を目指す新たな目標が掲げられ、当該目標の達成に向け、日本の外資誘致の取り込みは続くと思われている。そして、コロナ禍からの正常化によって、中国企業による対日直接投資も伸びていくように思われる。他方で、近年は中国に投資する場合の地政学的リスクがフォーカスされたり、アメリカ政府による半導体等の先端技術分野における対中抑制政策並びにアメリカによる日本やオーストラリア等の同盟国に対するプレッシャーの強化も、日本の中国企業による対日投資の政策に影響を与える可能性がある。

日本の「外国為替及び外国貿易法」は2019年の改正で、外国投資者による指定業種を営む上場会社の株式等の取得に係る事前届出の閾値が従前の10%から1%に引き下げ、1%以上の議決権を保有する外国投資家による役員選任行為等に係る事前届出が導入され、事前届出業種の範囲が拡大されたり等の改正がなされている。これによって、中国企業による対日投資が従前に比べて事前審査に係る場合が増えており、審査に要する時間及び不確定性も投資に際して事前に考慮しなければならないことになり、中国企業が対日投資に慎重になる要素となっている。

5. 終わりに

中国企業による対日投資は、歴史的に、1986年以降からスタートし¹⁵、1990年代前半に中国の「走出去」戦略の提出後、そして、中国のWTO加盟後に増える傾向にあり、上記でも言及したように、2018年の中米貿易摩擦を切っ掛けに更に拡大する兆しを示した。その後のコロナ禍、サプライチェーン安全をめぐる地政学リスクの増加、アメリカの同盟国に対するプレッシャー等で今後も増える傾向にあるが、不透明性が増してきているのではないかという懸念も直近は増えてきている。

しかし、このような不透明性と対照的に、中国と日本は、世界の第2位経済大国と第3位経済大国として、同様に東アジアの位置している隣国であり、文化的な面でも親近感がある等の要素から、日中間の経済貿易投資交流は、今後20年、30年先も活発に続く傾向にあるだろう。

¹³ 「テンセント、KADOKAWAに300億円出資 共同事業加速」、『日本経済新聞』、2021年10月29日 (<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC298S40Z21C21A0000000/>)

¹⁴ 経済産業省、「対内直接投資促進に係る施策情報」、最終更新日2021年9月15日 (https://www.meti.go.jp/policy/investment/5references/siryo_06.html)。

¹⁵ 段小梅、李曉春「中国対外投資：発展歷程、制約因素与升級策略」、『西部論壇』、2020年第2期

森・濱田松本法律事務所

森・濱田松本法律事務所 中国プラクティスグループ

当事務所は、中国において 1998 年から北京オフィスを、2005 年から上海オフィスを開設しています。日本企業が中国において直面する数多くの法律問題について、現地法律事務所と緊密に提携しながら、全面的なリーガル・サービスを提供しています。

また、日本企業の対中投資や紛争の増加に対応し、最先端のリーガル・サービスを提供するため、当事務所では中国業務チームを設置しています。現在、中国業務チームは、多数の日本人弁護士、専門スタッフから構成されています。当事務所の北京オフィス、上海オフィス及び現地法律事務所とのネットワークも活用しながら、日本国内と北京・上海等の中国国内の両方において、日本人弁護士と中国人律師による総合的なリーガル・サービスを提供しています。

弁護士 康 石

1997 年北京大学法学部卒業、1998 年中国律師資格取得。1997～1999 年中倫法律事務所にて執務。2001 年東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了、2004 年ハーバード大学ロースクール修了、2005 年ニューヨーク州弁護士登録。2005～2006 年 Cleary Gottlieb Steen & Hamilton 法律事務所ニューヨークオフィス、2006～2008 年 Debevoise & Plimpton 法律事務所ニューヨークオフィス、2008～2009 年 Sullivan & Cromwell 法律事務所ニューヨークオフィスにて執務。2001～2003 年、2009～2011 年森・濱田松本法律事務所、2011 年上海国策律師事務所にて執務。2014 年より森・濱田松本法律事務所にて外国法事務弁護士（中国法）として執務。

主な著書・論文：『中国投資・M&A 法務ハンドブック』（中央経済社）、『新たな中国外商投資の法整備と実務の変化』（経営法友会）、『中国経済六法』（日本国際貿易促進協会）等



弁護士 金 春賢

2020 年華東政法大学法律修士課程修了、同年森・濱田松本法律事務所入所、中国律師資格取得（未登録）。

主な著書・論文：『中国投資・M&A 法務ハンドブック』（中央経済社）、『中国の生態環境損害賠償制度の最新動向について』（国際商事法務）等



中国の水素エネルギーの発展戦略と将来展望

<要約>

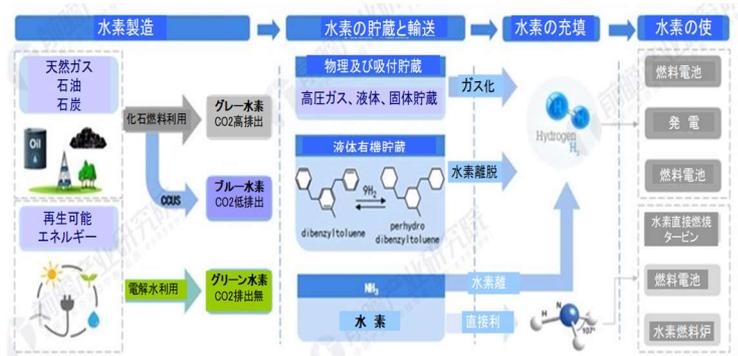
- ・ 脱炭素・カーボンニュートラルの世界的な潮流の中で水素の利活用に関するグローバルな技術開発と産業促進が活発化している。
- ・ 中国は世界最大の水素生産国かつ最多の水素ステーション及び燃料電池車（FCV）保有国に成長しているが石炭由来のグレー水素が主体で、水素の輸送、貯蔵などの分野にも多くの課題を抱えている。
- ・ 昨年3月に公布された水素エネルギー中長期発展計画はこれらの課題を意識した総合的な政策であり、再エネ利用によるグリーン水素への発展と水素サプライチェーンの完全構築を目指している。
- ・ 水素産業政策は地域振興策と協同しており、また中国のカーボンニュートラルの実現にも直結し、関連市場の拡大が見込まれ、多くのビジネスチャンスも期待できよう。

1. はじめに

世界的な脱炭素とカーボンニュートラルへの取り組みが強まる中で水素の開発利用に関するグローバルな技術開発とサプライチェーン構築の動きが活発化し、注目されている。水素はその資源の遍在性と製法の多様性及びエネルギー転換の利便性等により、新たな産業素材・エネルギー資源として重要視されている。図表1にみるように、水素のエネルギーとしての利活用の産業チェーン・サプライチェーンが長く、様々な技術と産業との連関が持たれ、望まれる技術の確立がすべて実現すれば、今世紀に大きく成長を遂げていく戦略的新興産業に違いない。それだけに近年、世界各国の水素に関する産業政策や発展計画が策定・公表されており（図表2）、日米欧韓の先進国のみならず、中国、UAEなどの新興国なども意欲的な発展目標を掲げており、早くも水素を巡るグローバル競争が本格化している。

本稿はかかる情勢を踏まえ、中国における水

図表1 水素産業のサプライチェーン見取り図



資料)前掲研究院公表資料より加工引用。

図表2 世界各国・地域の水素にかかる政策等の展開動向

<p>EU (欧州連合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2019年に「欧州水素ロードマップ」を、2020年に「欧州水素戦略」を策定 2022年にロシア・ウクライナ情勢を踏まえて「RePower EU」を発表し、2030年までに域内での再生エネルギー由来水素の製造量を1,000万トン/年、海外からの再生エネルギー由来水素の輸入量（北アフリカ等を想定）を1,000万トン/年とする目標を設定の上、需要創出のために再生エネ指令を改定へ 	<p>中国</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状はグレー水素(95%以上)により世界最大の水素生産国だが、今後グリーン水素の比率を2030年に15%に、2050年に70%に引き上げる方針 自動車に加えて船舶や鉄道等の「水素ロードマップ」も策定し、2020年12月にはエネルギー法で水素をエネルギーと位置付けた上でグリーン水素認証制度を設定、地方政府レベルでも多数の水素発展計画が存在
<p>ドイツ</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年に「国家水素戦略」を策定し、2030年までに国内再生水素製造能力を5GWにする目標を設定 国内市場創出に70億ユーロ、国際パートナーシップ構築に20億ユーロの助成を2020年に採択 	<p>韓国</p> <ul style="list-style-type: none"> 2019年に「水素ロードマップ」を、2020年12月に「2050年カーボンニュートラル推進戦略」を公表 2021年には韓国大手15社が「CO2フリーH2ビジネスサミット」を発足させ、2030年までに4兆円超の投資実行を発表
<p>フランス</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年に「水素戦略」を改定し、2030年までに電解装置を6.5GWにする目標を設定し、生産する水素については再生エネルギー由来と原子力由来を想定 	<p>豪州</p> <ul style="list-style-type: none"> 2018年に「水素ロードマップ」を、2019年に「国家水素戦略」を発表 2030年までに水素産業で世界をリードするための57のアクションプランを示し、各州政府が資金供出等でプロジェクトを支援
<p>英国</p> <ul style="list-style-type: none"> 2021年に「国家水素戦略」を策定し、2030年までに5GWの低炭素水素製造能力を開発、2050年には英国の最終エネルギー消費量の20~35%を水素が占めると発表 2022年にロシア・ウクライナ情勢を踏まえて「エネルギー安全保障戦略」を発表し、2030年の製造能力目標を10GWに増強させ、うち少なくとも半分を電解水素で調達すると表明 	<p>サウジアラビア</p> <ul style="list-style-type: none"> 2021年にエネルギー相が2030年までに400万トン/年の水素を生産し輸出する考えを表明し、サウジアラムコCEOが水素生産拡大に向けた主要市場で長期供給契約締結を目指していると説明し、欧州等にバイパスライン等輸出することを最優先 2020年にACWAパワー・エアープロダクツ・地産専業会社の3社が20万トン/年超のグリーン水素と120万トン/年のグリーンアンモニアを製造するプラント建設で合意し、独・ティンケルuppが水電装置を供給予定
<p>米国</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家レベルでは、エネルギー省(DOE)主導のH2@Scale PJIにて基礎研究から応用開発までの検討を進め、2020年に「水素プログラム計画」にて水素の製造コストと輸送コストを各ドル/kg、産業用途や発電用途では1ドル/kgを目指す旨を発表 州レベルでは、CA州が2020年に「再生エネルギー由来水素製造設備の配備・構築ロードマップ」を策定し、グリーン水素需要が2030年に40万トン/年、2050年に400万トン/年に達すると発表 	<p>UAE</p> <ul style="list-style-type: none"> 2021年に2030年世界水素市場シェア25%を目指す旨を発表し、欧州やアジアに輸出することを最優先 アラブ石油国産油(ADNOC)が水素生産量を現状の30万トン/年以上から50万トン/年の増産を計画

資料)みずほ銀行産業調査部「日本が水素を巡るグローバル競争を勝ち抜くために(みずほ)の考える水素の需給構造と打ち手」、『Mizuho Industry Focus Vol. 237』(2023年2月)より微修正引用。

素産業の政策展開と計画目標を紹介したうえで、中国の水素産業の現状を概観し、今後の重点分野と課題を明らかにしたうえで今後の市場の発展性を展望したい。

2. 中国水素エネルギー産業の発展戦略と重点推進事業

中国の水素産業に関する政策展開は、2016年6月の国家能源局（エネルギー局）公布の「エネルギー技術革命イノベーション行動計画（2016～2030）」（図表3のNO.1）という中長期のアクションプランに遡れる。同行動計画はエネルギー全般に関するイノベーションの号砲を出したものとみえるが、時は第13次5か年計画の始動年、また「中国製造2025」公布後の1年後で、水素産業のイノベーションに関しては水素の製造、貯蔵、輸送、燃料電池および分散型水素発電に関する技術開発を国の戦略的技術開発推進の方向を明確にしており、早くから水素のサプライチェーン構築に着眼した発展戦略となっている。

その後も新エネルギー車の財政優遇策や水素と燃料電池関連の外資投資優遇策などが相次いで打ち出された他、第14次5年計画の始動に合わせて2020年以降水素関連の政策展開が強化され、世界的な脱炭素・カーボンニュートラルの取り組み機運も加わり、水素エネルギー発展に向けた政策プランが多く出たあと、昨年3月には遂に水素本筋の産業政策となる「水素エネルギー産業中長期発展計画（2021～2035年）」（図表3のNO.12）が発表された。同発展計画は、中国の水素エネルギー産業発展に関する専門的・総合的な政府計画として技術開発と応用推進をはじめサプライチェーンの全般的構築を目指すものとして注目されており、2035年までの中国水素産業発展の基本方針と戦略の方向性を示している。ここでは主に同発展計画の主旨と概要を紹介する。

発展計画の冒頭で国内外の発展情勢を振り返った上で中国の水素産業に関する戦略的な位置付けと発展促進の意義が以下のように捉えられている。

水素エネルギーは今後、国家エネルギーシステムの重要な一部分となり、水素エネルギーを十分に活かすことは、再生可能エネルギーの規模化・高効率な利用の重要なキャリア機能およびその大規模化、長周期のエネルギー貯蔵の強みとして、地域性、季節性を問わない異なるエネルギーの最適配置を促すことにつながり、水素エネルギー、電力エネルギー、熱エネルギーシステムの融合を促進し、多元的に相互補完・融合する近代エネルギー供給システム形成を促すことにもなる。水素エネルギーはエネルギー利用

図表3 中央政府の水素エネルギー産業発展促進政策の展開動向

No.	公布時間	公布機関	政策・会議名称	政策主旨
1	2016年6月	国家能源局	エネルギー技術革命イノベーション行動計画(2016～2030)	水素の製造、貯蔵、輸送、燃料電池および分散型水素発電に関する技術開発を国の戦略的技術開発推進の方向として策定
2	2017年6月	科技部、交通部	“十三五”交通部門科学技術イノベーション特別計画	燃料電池車を将来交通システム構築の一部として組み入れた
3	2019年3月	国務院	政府活動報告	シンエネ車購入優遇策実施、新エネ車の充電、水素充填施設の整備推進
4	2019年3月	財政部、工信部、科技部、発改委	新エネルギー自動車の拡大応用のための財政補助政策の完全化に関する通知	燃料電池車のためのインフラ整備と運営に財政支援を表明
5	2020年4月	国家能源局	“中華人民共和国能源法”(意見徴収稿)	エネルギーの定義を明確化し、初めて水素をエネルギーの範疇に組み入れられた
6	2020年11月	国務院	新エネルギー自動車産業発展計画(2021～2035年)	燃料電池自動車と水素インフラ整備の発展に関する新5か年計画策定
7	2020年12月	発改委、商務部	外商投資産業奨励目録(2020年版)	水素と燃料電池を外商投資の奨励範囲に収められた
8	2021年3月	第13回全国人民代表大	第14次5か年計画と2035年遠景目標綱要	水素とエネルギー貯蔵などの前衛科学技術と産業領域に未来産業計画を策定
9	2021年10月	国務院	2030年までに炭素排出ピークアウト行動案	積極的に電力、水素、天然ガスなどの新エネ、クリーンエネの交通分野での利用拡大を進める
10	2021年11月	国家能源局、科技部	“十四五”エネルギー領域科学技術イノベーション計画	高効率な水素製造設備、輸送、充填および燃料電池のキーテックの難関攻略を進め水素と再生エネルギーの融合
11	2022年3月	発改委、能源局	“十四五”新型エネルギー貯蔵発展実施案	水素によるエネルギー貯蔵技術の開発応用加速を指示
12	2022年3月	発改委、国家能源局	水素エネルギー産業中長期発展計画(2021～2035年)	水素エネルギー産業発展に関する専門的・総合的な政府計画として技術開発と応用推進をはじめサプライチェーンの全般建設の方針を明示
13	2022年6月	発改委、国家能源局など9部門	“十四五”再生可能エネルギー発展計画	再生可能エネルギーによる水素製造と多種類エネルギーの相互補完な開発の実施と再生エネによる水素の規模化製造の促進

資料) 中国政府WEBサイト及び各種報道より抜粋作成。本表は主要な中央政府の関連政策をまとめており、すべてのものを含むものではない。

を行う末端においてグリーン低炭素モデル転換を実現する重要なキャリアである。水素エネルギーのグリーン提供を強化し、供給形式が多様な水素エネルギー消費生態をつくり出し、中国のエネルギー安全水準を引き上げる。水素エネルギーは、炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラルの目標実現に向け、支援的な役割を發揮し、業界を跨がって多元的な応用を導くと期待される。交通、工業などのエネルギー利用を行う末端のエネルギー消費モデル転換とエネルギー高消費、高排出業界のグリーンな発展を推し進め、温室効果ガス排出を削減する。水素エネルギー産業は戦略的新興産業として今後の産業の重点的な発展指針となる。

発展計画は、2025年と2035年までの2段階の発展目標を打ち出している(図表4)。2025年までに水素エネルギー産業発展制度の政策環境を整え、産業のイノベーション能力を向上させるとしており、中核技術と製造技術を掌握し、サプライチェーンと産業システムを構築する。また、2030年までにほぼ完備された水素エネルギー産業技術イノベーションシステム、クリーンエネルギーによる水素製造および供給システムを構築し、産業の配置を合理的かつ秩序立てて進め、再生可能エネルギーによる水素製造を広範に応用し、炭素排出ピークアウトの目標実現を強力にサポートする。2035年までに水素エネルギー産業体系を形成し、交通、エネルギー貯蔵、工業などの分野での多元化された水素エネルギー応用生態を構築し、末端エネルギー消費における再生可能エネルギーによる水素製造の割合を向上させ、エネルギーのグリーンモデル転換の発展に対して重要な支えとなると同計画では謳われている。

具体的な発展戦略に関して、①システム構築による水素エネルギー産業の質の高い発展イノベーションシステムを支援、②水素エネルギーのインフラ建設を統一的に推進、③水素エネルギーの多元化モデルの応用の安定的な推進、④水素エネルギー発展政策と制度保障システムの更なる充実化の4大方面から詳細な取り組みを述べているが、注目のイノベーションパイロット事業に関しては主に4大分野において提起されている(図表5)。また同計画の公布と相まって地域レベルの水素産業発展計画が数多く制定・公布されており(図表6)、第14次5か年計画期(2021~2025年)における詳細な発展目標が提起されている。このように、中国では水素産業の発展に関しても前向きな発展戦略と計画目標を制定しており、中央と地方がともに戦略的新興産業としての水素エネルギー産業を2035年までに育成する構えである。

図表4 中国水素エネルギー産業中長期発展計画の主要目標と任務

<p>【2025年までの発展目標】</p> <p>◆2025年までに比較的整った水素エネルギー産業発展制度の政策環境を整え、産業のイノベーション能力を明らかに向上させる。中核技術と製造技術においては基本的には掌握し、比較的整ったサプライチェーンと産業システムを構築する。水素エネルギーモデル応用においても顕著な成果を上げ、クリーンエネルギーによる水素製造および水素エネルギーの貯蔵・運搬技術において大きな進展を得、市場競争力を大幅に向上させることで、工業の副産物の水素と再生可能エネルギーによる水素製造の現地(近場)利用を主とした水素エネルギー供給システムを構築する。燃料電池車両の保有台数は約5万台、水素充填ステーションの建設を配置する。再生可能エネルギーによる水素製造量は年間10万~20万トンに達し、新規水素エネルギー消費の重要部分となり、二酸化炭素排出を年間100万トンから200万トン削減する。</p> <p>【2035年までの発展ビジョン】</p> <p>◆そのさらに5年間の発展を経て、2030年までにほぼ完備された水素エネルギー産業技術イノベーションシステム、クリーンエネルギーによる水素製造および供給システムを構築し、産業の配置を合理的かつ秩序立てて進め、再生可能エネルギーによる水素製造を広範に応用し、炭素排出ピークアウト目標実現を強力にサポートする。2035年までに水素エネルギー産業体系を形成し、交通、エネルギー貯蔵、工業などの分野での多元化された水素エネルギー応用生態を構築する。末端エネルギー消費における再生可能エネルギーによる水素製造の割合が明らかに向上し、エネルギーのグリーンモデル転換の発展に対して重要な支えとなる。</p> <p>【4大方面の主な実施任務】</p> <p>>【システム構築による水素エネルギー産業の質の高い発展】①カギとなる中核技術の向上持続、②産業イノベーションサポートプラットフォームの構築注力、③水素エネルギー専門人材チーム建設推進、④水素エネルギー技術イノベーションに関する国際協力事業の積極実施。</p> <p>>【水素エネルギーのインフラ建設を統一的に推進】①水素製造施設の合理的な配置、②エネルギー輸送システムの安定的な構築、③水素充填ネットワークの統一的計画。</p> <p>>【水素エネルギーの多元化モデルの応用の安定的な推進】①交通分野での水素エネルギーのモデル応用の秩序立った推進、②水素エネルギー貯蔵分野のモデル応用の積極的な実施、③発電分野における多元的な応用の合理的な配置、④工業分野での代替応用の段階的探索。</p> <p>>【水素エネルギー発展政策と制度保障システムのさらなる充実化】①水素エネルギー政策体系の構築と健全化、②水素エネルギー産業における標準体系の構築と充実化、③全産業チェーンにおけるセキュリティの監督管理の強化。</p> <p>資料) 中国政府(国家發改委、能源局公表(2022.3))「水素エネルギー産業中長期発展計画(2021~2035)」より抜粋</p>
--

図表5 水素エネルギー中長期発展計画の主要イノベパイロット事業

交通利用分野	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 鉱区、港湾エリア、産業パークなどの運営強度が大きく、走行路線が固定しているエリアでは水素燃料電池採用のトラック輸送モデル実験、70MPa水素貯蔵ボンベ車両応用の検証を行う。 ⇒ 条件あるところでは都市路線バス、物流配送車、清掃車などの公共分野で燃料電池ビジネス車両のモデル応用を行う。 ⇒ 重点エリアの生態環境保全の需要と電力インフラ条件に応じ、船舶、航空機械などにおける水素燃料電池のモデル実験を模索する。
エネルギー貯蔵分野	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 再生エネルギー資源が豊富で水素ガス需要が多い地域で集中型再生エネルギーによる水素製造モデル事業を実施し、水素貯蔵エネルギーと再生エネルギーとの協同運行ビジネス化運営モデルを模索する。 ⇒ 燃料電池車モデル路線など水素ガス需要量が多い地域で分散型の再生エネルギーによるエネルギー貯蔵、水素充填一体化ステーション内の水素製造、輸送の低コストを生かしエネルギーの分散型生産と現地利用を進める。 ⇒ 重点地域の生態環境保全の需要と電力インフラ条件に応じ、船舶、航空機械などにおける水素燃料電池のモデル実験を模索する。
発電利用分野	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 増量配電改革と総合エネルギーサービスモデル拠点を結び付け、水素と電力が融合したマイクログリッドモデルを実施し、燃料電池のコージェネレーション供給の応用と実践を推進する。 ⇒ 新規建設と通信基地改造事業のコラボを奨励し、水素燃料電池の通信基地予備電力モデルの応用と共に、金融、病院、学校、商業施設、工業・鉱山関連企業などに水素燃料電池の段階的応用を進める。
工業利用分野	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 中国内の冶金、化学工業の市場環境と産業基盤を結び付け、水素エネルギー冶金のモデル応用を模索し、合成アンモニア、メタノール、炼化、石炭による石油・ガス製造などの業界におけるエネルギー代替の再生可能エネルギーによる水素製造のモデルを模索・実施する。

資料) 中国政府(国家発改委、能源局公表(2022.3)「水素エネルギー産業中長期発展計画(2021~2035)」より抜粋作成。

図表6 中国主要地域の水素エネルギー産業発展計画目標

地域名称	公布時間	政策名称	燃料電池車生産目標(万台)	水素ステーション建設数(箇所)
上海	2022.06	上海市水素産業発展中長期計画(2022-2035)	1.00	70
天津	2022.02	天津市エネルギー発展十四五計画(2021-2025)	0.09	5
北京	2021.08	北京市水素エネルギー発展実施案(2021-2025)	1.00	37
河北	2021.07	河北省水素産業発展十四五計画(2021-2025)	1.00	100
山東	2020.06	山東省水素エネルギー産業中長期計画(2020-2030)	1.00	100
浙江	2022.05	浙江省水素産業発展十四五計画(2021-2025)	-	50
広東	2020.09	広東省エネルギー戦略的新興産業育成計画	-	300
貴州	2022.07	貴州省十四五水素産業発展計画(2021-2025)	0.10	15
重慶	2022.06	重慶市エネルギー発展十四五計画(2021-2025)	0.15	30
遼寧	2022.08	遼寧省水素産業発展計画(2021-2025)	0.20	30
内モンゴ	2022.02	内モンゴ十四五水素産業発展計画(2021-2025)	0.50	60
寧夏	2022.02	寧夏十四五水素産業発展計画(2021-2025)	0.05	10

資料) 各地域政府公表文書及び公開資料より作成。

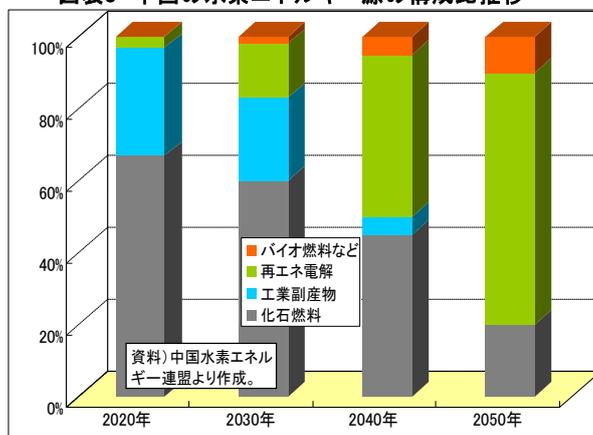
3. 中国水素産業の現状と課題

中国はすでに世界一の水素産出国である。産業規模は世界一で年間水素製造量は約 3300 万トン、そのうち、工業用水素ガス品質標準に達しているのは約 1,200 万トンとなっている。中国国内の水素エネルギー産業は発展傾向にあり、すでに水素製造、貯蔵、輸送、水素充填、燃料電池、システム集積も進み、主な技術と生産プロセスを備えている(前記の「発展計画」)。時系列にみると、2018年に約10%の高成長(2,100万トン)を示し、2021年には32%増の3,300トンに急拡大している(図表7)。中国の水素の製法から見ると石炭を主とした化石燃料によるもの(グレー水素)が全体の7割近くを占めており、工業副産物由来のものが3割程度で、CO2排出をしない再生可能エネルギーからの製造比は僅か3%に過ぎず、バイオ燃料など(原子力含む)のイエロー水素は皆無の状況である(図表8)。中国水素連盟のシナリオによると2040年に大きな構造変化を計画しており(グリーン水素とグレー水素の構成比が同等に(45%))、2060年にグリーン水素が主体の70%に拡大し、グレ

図表7 中国の水素生産量の推移(2012~2021)

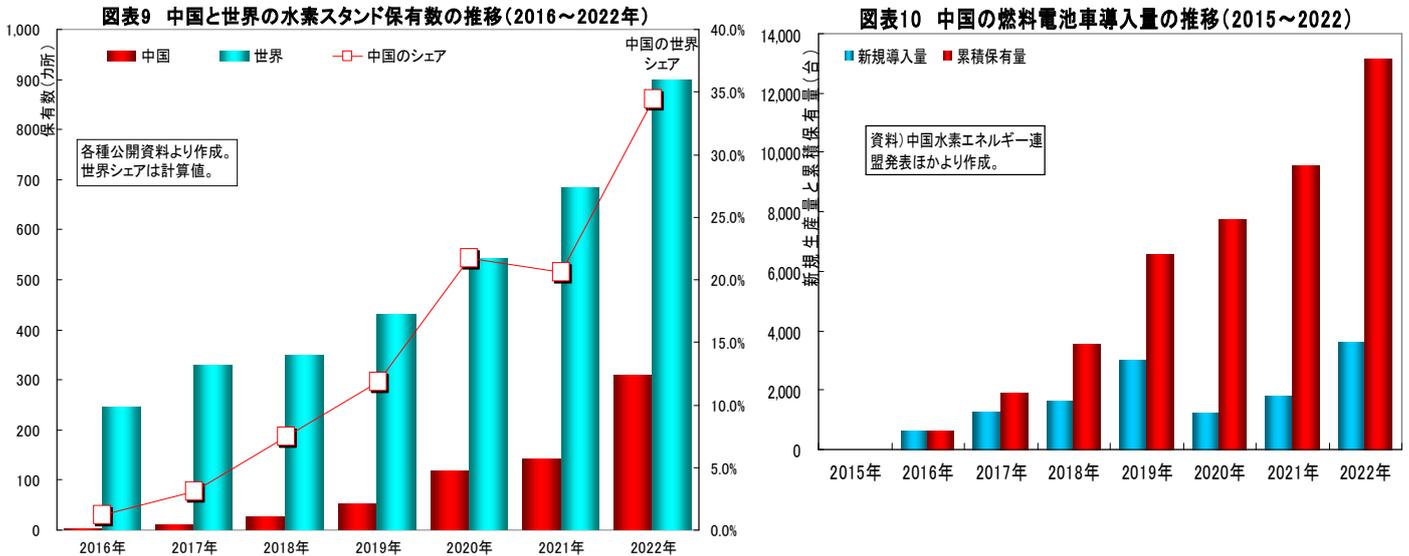


図表8 中国の水素エネルギー源の構成比推移



一水素が20%、イエロー水素が10%になる見込みである。

一方、水素ステーションの整備拡大が近年急ピッチで続き、世界一の数となっており（2021年310か所）、世界全体の3割強を占めている（図表9）。これと共に燃料電池自動車（FCV）の生産台数と保有台数も新型コロナウイルスの影響を受けつつも2022年に増加を見せており、保有台数は2022年に1万台を突破し（13,154台）、同じく世界一の規模に至っている。（図表10）



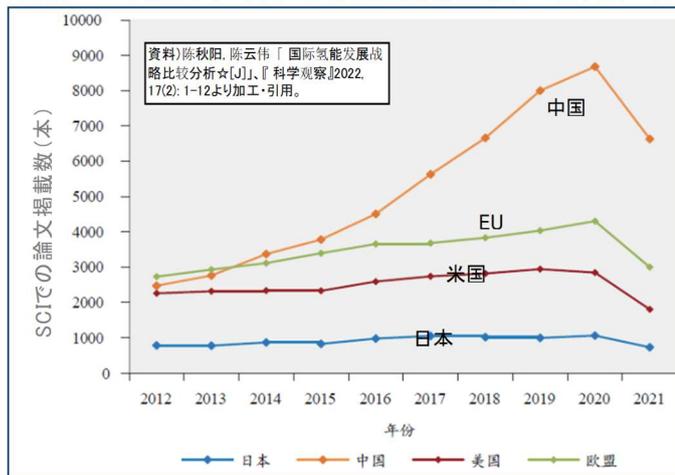
現在、中国における水素の利用は主に化学工業と鉄鋼業分野に限られ、具体的には石油化学、化学工業、コークス化などの業界において化学工業原料としてメタノール、合成アンモニアおよび各種化学工業製品、例えば化学肥料などの生産に用いられる。このうち、少量の高純度水素だけが工業原料、例えば高純度電子水素などとして使われ、燃料電池に利用される水素はまだわずかな状況である。つまり現在の中国の水素利用は依然として伝統的な高エネルギー消費分野に集中し、その炭素削減効果を発揮できていない状況にある。これは中国の高純度水素を製造する能力に限られ、関連する応用技術の発展がまだ不十分であることが主な背景にある。

前記の発展計画によると、一部地域においては燃料電池自動車の小規模モデル応用なども実現している。全産業チェーンにおける一定規模以上の工業関連企業は300社以上あり、長江デルタ、粵港澳大湾区（グレートベイエリア）、京津冀（北京市、天津市、河北省）などの地域に集中している。

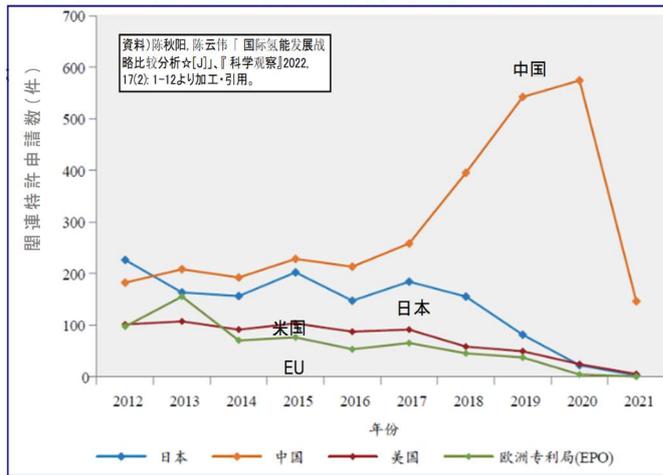
4. 水素製造技術の発展にみる成果と課題及び対応策

水素の製造技術に関する研究開発は2015年以前にはそれほど進んでいないが、それ以降新エネルギー分野の技術事業として旺盛な投資をもとに成果を上げてきた。図表11に示す国際科学雑誌SCIでの水素研究論文の掲載件数の推移と図表12の同時期の水素製造関連技術特許の申請件数をみると、中国の増加が顕著であり、いずれも2位以降を大きく引き離している。

図表11 主要先進国と中国の水素製造技術関連論文の発表数比較



図表12 主要先進国と中国の水素製造技術関連特許申請数比較



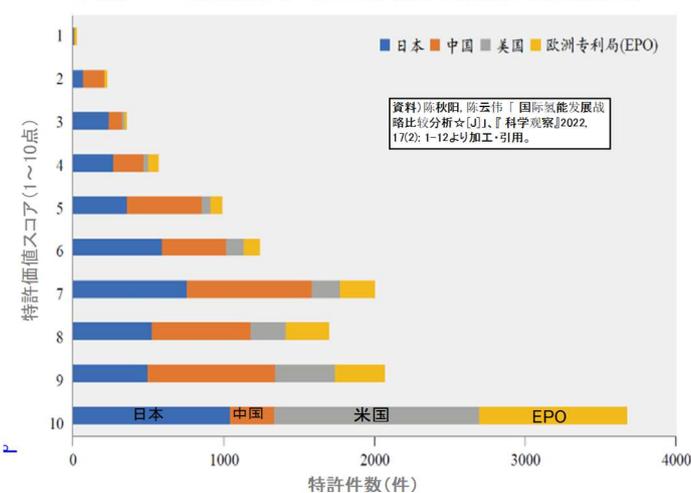
ただ、2012～2021年における水素特許価値度（スコア）の比較では中国はそれほど高い水準にあるとは言えないことが分かる。特許技術価値度とは技術の質の観点から特許の価値を評価することであり、主に特許の技術の先進性について評価と分析を行い、評価点は1～10で点数が高いほど特許技術価値度が高いことを表すが、世界の主要先進国と中国の水素製造技術の特許価値度（図表13）を見ると、米国がトップで、価値度10の特許が1,358件と最も多く、日本と欧州がそれに続き、中国が最も低い。

中国の水素製造技術の特許価値度は主に5～9点の間に分布しており、中国の水素製造技術に関連する特許論文の産出数量は相対的に優勢があるが、技術の品質は世界の先進レベルに対して一定の距離があることを説明できる（陈秋阳, 陈云伟「国际氢能发展战略比较分析☆[J]」、『科学观察』2022）。

また産業チェーンの上中下流別にみるトップ10の特許出願者を見ると、日本の大手企業の各社がずらりと名を連ねており、中国はまだ中国科学院、中国石油化学工業会社の二つしかないのが対照的である（図表14）。

また日本の特許申請はより製造技術分野に重きを置いていることも中国の研究論文¹でも指摘されている。

図表13 主要先進国と中国の水素製造技術の価値度比較



図表14 水素産業上中下流におけるトップ10社の特許申請件数

NO.	上流の水素製造		中流の水素貯蔵と輸送		下流の高分子型燃料電池	
	特許保有者	申請件数(件)	特許保有者	申請件数(件)	特許保有者	申請件数(件)
1	三菱グループ	1343	松下電器産業(株)	1,306	トヨタ自動車(株)	2,370
2	松下電器産業(株)	1063	トヨタ自動車工業(株)	558	松下電器産業(株)	1,118
3	トヨタ自動車(株)	759	三菱グループ	314	三菱グループ	1,091
4	中国石油化学股份有限公司	505	日立グループ	211	ホンダ自動車	1,088
5	日立グループ	505	東芝グループ	206	日産自動車	907
6	中国科学院	485	ホンダ自動車	200	サムソングループ	670
7	東芝グループ	443	中国科学院	193	東芝グループ	527
8	ホンダ自動車	358	LGグループ	186	ゼネラルモーターズ	460
9	サムソンSDI	303	日本湯浅グループ	163	日立グループ	429
10	日産自動車	295	新日本製鉄(株)	159	住友グループ	317

資料) 孙玉玲, 胡智慧, 秦阿宁, 滕飞, 林汉辰「全球氢能产业发展战略与技术布局分析」、『世界科学技术与发展』2020年8月より引用。

¹ 孙玉玲, 胡智慧, 秦阿宁, 滕飞, 林汉辰「全球氢能产业发展战略与技术布局分析」、『世界科学技术与发展』2020年8月。なお、中国の水素技術の研究開発は近年かなり成果を挙げられているが、多くの中国の研究論文では成果の蓄積や特許の質が足りないなどを指摘しており、日本などに比べて遅れていることが実態だと思われる。

なお、中国では水素エネルギー技術に関する開発研究を進めていると同時に、水素生産・貯蔵・運送・充填に関する国家標準と燃料電池に関する国家標準の整備も積極的に整備しており、産業のシステムの整備から水素エネルギーの開発促進をサポートしていることも認められている²。

無論、「発展計画」にも認められるように、全体的に見ると、中国の水素エネルギー産業はまだ発展の初期段階にあり、国際的な先進レベルと比較すれば依然として産業のイノベーション能力はまだ高くなく、技術設備レベルも低く、産業発展を支える基礎的な制度が立ち遅れているため、産業の発展形態と発展の道筋はさらに模索が必要であるとされている。また、一部地方政府はむやみに発展を追求し、同品質の競争を繰り広げ、低レベルの設備建設の動向がいささか際立っていることも指摘されている。新たな情勢においてはトップダウン設計（頂層設計）と統一的な計画の強化が急がれるところであり、水素エネルギー産業のイノベーション能力をさらに向上し、市場における応用の新たな発展可能性を開拓し、産業の健全かつ秩序立った発展を導く必要があることが強調されている。

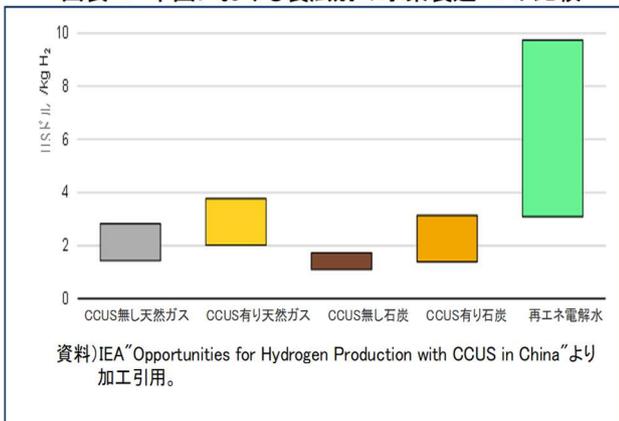
つまり、水素産業の技術発展動向を見ても産業の規模拡大と製法の化石燃料偏重といった成果と課題が併存していることが明らかである。

足元の脱炭素・カーボンニュートラルの政策目標と世界的な取り組み強化は中国の水素産業の持続可能な発展にとって新たなチャンスとチャレンジをもたらしてきたと言える。

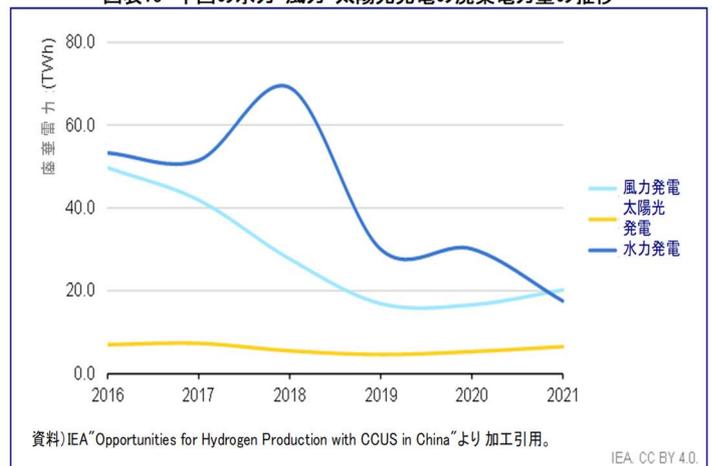
長く続く化石燃料主体の水素製造体制は CCUS³ 技術有りの製造体制への転換が求められるが、現状のまま（CCUS 無し）の方が明らかに製造コストが安いので（石炭の場合さらに低コスト）、如何に CCUS 導入による生産を拡大するかは産業技術のイノベーションがカギを握る。一方、電解法による再エネルギーの利用はさらにコスト高になり、世界的にもまだ技術が確立されていないのが現状であるため更なる大きな挑戦である。

但し、CCUS 関連技術を含め、割安な電解法の技術の確立とイノベーションに関して中国は世界とほぼ同じスタートラインにあり、大きく立ち遅れているわけで

図表15 中国における製法別の水素製造コスト比較



図表16 中国の水力・風力・太陽光発電の廃棄電力量の推移

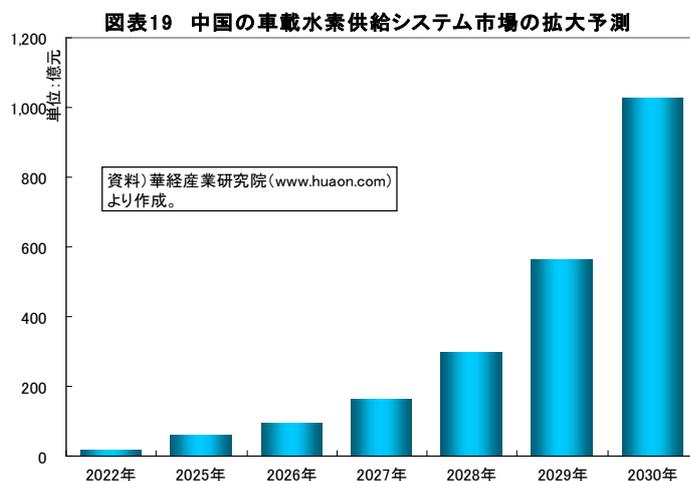
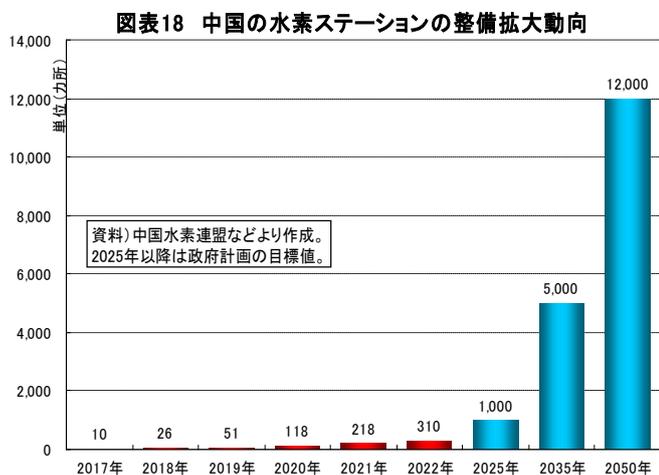


² 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術開発機構北京事務所「中国の水素・燃料電池産業の動向 2020. 1」。

³ CCUS とは Carbon Capture, Usage and Storage の略で CO₂ の回収利用・貯留する技術の総称。産業活動から排出される高濃度の CO₂ を固定化し、または有効に利用する技術用語として多く見られることになっているが、また、産業活動だけではなく、大気から直接 CO₂ を回収する Direct Air Capture 技術も、日本を含む先進国を始め、中国でも積極的にその開発と応用に取り組んでいる状況である。CO₂ の回収コストは現在まだ高いが 2050 年にかけて低減していく見通しとなっている。

ある⁴。

中国政府の発展計画によれば、中国の水素生産量にあわせて中国水素ステーションも今後大きな増加が見込まれており（図表 18）、車載水素供給システム市場も 2030 年に 1,000 億元を超える規模になると見られている（図表 19）。



水素エネルギー産業は長いサプライチェーンを持ち、中国が全産業チェーンにおいて産業技術の発展と産業基盤の構築を目指しているだけに、今後水素産業への新規参入と投資拡大が様々な形で増えてくるであろう。また特に再生エネルギー資源に富む内陸中西部地域に新たな産業発展と雇用創出のチャンスが提供されることが期待され、中国の地域格差の是正と共同富裕の理念に即応するものであろう。

図表 21 に見るように、今後のグリーン水素の設備容量と生産量が多いと予測される地域は西北と華北地域であり、投資額が過大であるなどの課題はあるものの、これが克服されれば産業の育成と市場の創出が実現されるであろう。そして何よりも水素エネルギー産業の発展促進は中国の 2060 年におけるカーボンニュートラルの目標実

図表 20 水素エネルギーサプライチェーンの主要関連設備



資料)中商産業研究院「水素エネルギー産業報告」より加工・引用。

図表 21 2030年の中国各地域におけるグリーン水素の発展展望

事項/地域	グリーン水素必要産業	グリーン水素供給産業	域内貯蔵・輸送潜在力	主な挑戦・課題	2030年グリーン水素設備容量	2031年グリーン水素生産量(万吨)
華東	交通・化工	海上風力発電、小規模風力・太陽光発電	タンクカー、区域間パイプライン	工業副産水素が豊富で新規再生エネルギーと競合する	18.4	110
華北	交通、鉄鋼	風力発電	タンクカー、区域間パイプライン	同上	20.2	121
華南	交通	水力発電と海上風力発電	タンクカー	グリーン発電コストが高い	13.9	78
西南	化工	水力発電	タンクカー、区域間パイプライン	新規建設プロジェクトが分散している	7.5	82
西北	鉄鋼、化工	風力発電重大基地	区域間パイプライン、貯蔵試験	産業投資額が大きすぎる	24	264
東北	化工	風力発電重大基地	区域間パイプライン	需給間の距離が遠すぎる	9.7	68
華中	交通	水力発電	タンクカー	グリーン発電資源が少ない	8.4	47

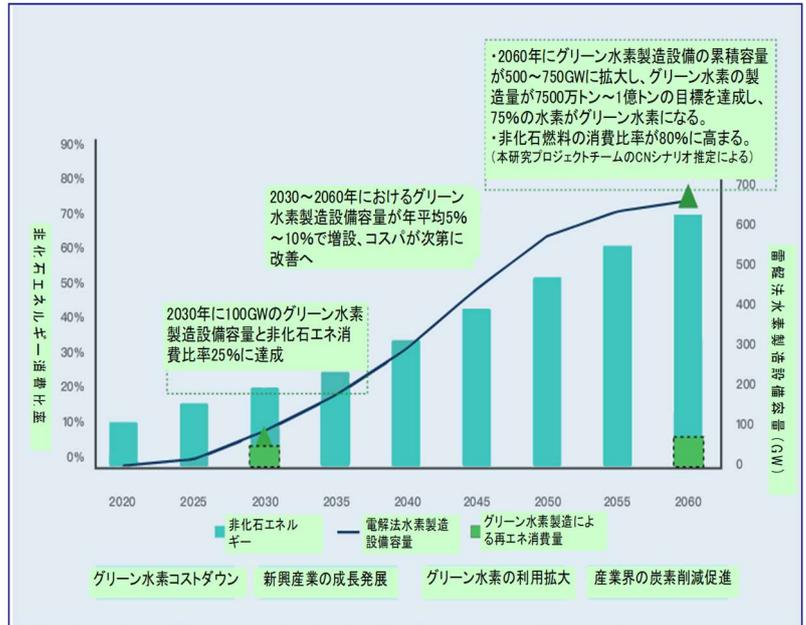
資料)中国水素連盟研究院「开启绿色氢能新时代之匙:中国2030年“可再生氢100”发展路线」より作成。

⁴ 例えば、昨年 7 月に中国華電集団会社が高性能な大型電解槽を開発できたことが伝えられ（「人民日報」2022.7.13）、これにより電解式水素発生装置及び水素燃料電池のキーテクノロジーの道における鍵となる一歩を踏み出したことを示していると評価されている（「科技日報」）。また、パナソニックグループは 2 月 24 日、江蘇省無錫市の工場で、定置型水素燃料電池の新たな実証実験を始めた。電気のほか、電池から出る熱、その熱を使って生成する冷水を工場敷地内の施設に供給できるシステムを構築することが報じられている（「NNA」2 月 28 日）。

現に直接寄与するものとして政策の取り組みに入れられており、地道な道筋で描かれている。

図表 22 の 100GW 目標下のグリーン水素設備容量の推移シナリオによると、2060 年における中国の化石燃料を除くエネルギーの比率が 80% になり、これがグリーン水素の設備容量が 500~750GW のキャパシティに到達することを前提としており、政策としても重要な実践的意義と実現可能性があるであろう。またこれが達成されることによって、グリーン水素のコスト低下、新興産業の発展、グリーン水素の増大、業界の脱炭素の促進という正のスパイラルが生まれるので、同プロジェクト研究主宰の中国水素連盟研究院が「グリーン水素新時代を開くキー」として推奨・提言している。

図表22 100GW目標下のグリーン水素設備容量の推移シナリオ



資料)中国水素連盟研究院「开启绿色氢能新时代之匙:中国2030年“可再生氢100”发展路线」より作成。

中国は目下の世界最大の石炭水素製造国から世界最大のグリーン水素国への転身を目指しているが、それを実現するためにはエネルギー技術や資源利用技術におけるイノベーションが必要であり、また活発な産業投資と企業経営活動が求められるが、資源とエネルギーの両面にかかわる水素産業の健全な育成には、国や地域・企業間の競争・共創を伴いながら、過剰な投資と過当競争をうまく避けたうえで地道にその進展と成果を挙げることが期待される。

以上

<要約>

- ・2020年1月、「外商投資法」が発効され「三資企業法」が廃止されたことにより、中国で登記された日本企業を含むすべての外資企業が「会社法」の規制を受けるようになった。
- ・本稿では中国会社法に関し、2021年12月の「一回目改正案」に続き2022年12月30日に公開された「二回目改正案」の修正内容と企業への影響および実務対応を紹介する。
 1. 会社設立、撤退制度の簡易化
(「持分(株式)」、「債権」での出資を条文化、監事を設けなくてもよいという規定を新設、簡易手続きによる抹消登記、強制抹消制度を導入)
 2. 会社役員の実務責任を明確化し、財産権保護を重視
(董事、役員が第三者に損害をもたらした場合の賠償責任、董事に対する責任保険の設定)
 3. 会社資本制度の補強、取引安全の保護
(株主の登録資本金の未納による失権制度の導入、期日到来前における資本金の払込制度の導入)

I 改正の概要

中国共産党は、第十八回全国代表大会（2012年11月）以来、国有企業改革の深化、ビジネス環境の最適化、財産権保護の強化、キャピタルマーケット健全発展の促進等において重大な戦略や方策を定めてきた。2007年に筆者が執筆し、中央経済社より出版された『中国の会社法』では、2006年1月1日より施行された「中華人民共和国会社法」（以下、「会社法」または現行「会社法」という）と旧法の条文を対照して解説し、中国におけるコーポレートガバナンスの構造や中国が目指す資本市場のあり方を読み解いた。現行「会社法」は十数年間にわたる施行の過程において、中小投資者と債権者に対する保護の不足や会社責任追及制度の不備等、既存の法令によっては解決できない問題の存在が指摘されている。このため、「会社法」の改正は、政策主導による、経済発展を保障し、さらに財産権保護の差し迫ったニーズにこたえたものである。2021年12月24日に「中華人民共和国会社法（改正案）」（以下、「一回目改正案」という）が公開され、意見募集を広く求められた。さらに一年の議論を経た2022年12月30日に「中華人民共和国会社法（二回目審議改正案）」（以下、「二回目改正案」という。「一回目改正案」と「二回目改正案」は「改正案」と総称する）が公開された。「一回目改正案」と比べ、「二回目改正案」は「一回目改正案」における重要な修正を保留したうえで改善し、制度の最適化を図った。本稿は「一回目改正案」と「二回目改正案」を比較しつつ、主に「会社設立、撤退制度の簡易化」、「役員の実務責任を明確化し、財産権保護を重視」そして「会社資本制度の補強、取引安全の保護」を巡って、「改正案」における実質的な修正の詳細と企業への影響および実務対応を今後の参考として紹介する。

II 「改正案」の詳細

1 会社設立、撤退制度の簡易化

(1) 出資できる財産の範囲を拡大

「会社法」は、「株主は、貨幣で出資することができる。実物、知的財産権、土地使用権等貨幣で評価でき、かつ法に従って譲渡できる非貨幣財産で出資することもできる」と定めている。持分(株式)、債権で出資することができるか否かについては、「会社法」では明確に定められていない。「改正案」はこの点について、持分(株式)、債権で出資できることを明確化した。

(2) 電子営業許可証・決議を認め、かつ登記事項の公示範囲を明確化

「二回目改正案」は、電子営業許可証、会社の株主会、董事会¹および監事会の会議開催および決議を電子通信で行うことの法的効力を明確化している。電子営業許可証の法的効力については、「一回目改正案」で既に明確にされ、「二回目改正案」はそのまま保留した²が、「三会」³の会議開催および決議を電子通信で行うことの法的効力については、「二回目改正案」は「一回目改正案」をもとに改善された。即ち、「一回目改正案」では、株主会、董事会が会議を開催し決議する場合、会社定款に基づき電子通信の形を採用することができる、としている。「二回目改正案」では、監事会の電子通信による会議開催および決議も規定されたほか、会社定款に別途定めがある場合を除き、原則として電子通信による「三会」の会議開催および決議を認めることを明らかにした⁴。

また、「一回目改正案」は、「会社登記機関は、会社の登記事項、会社定款等の情報を統一する企業情報公示システムを通して、社会に公示しなければならない」と定め、登記事項の披露範囲を会社定款まで拡大した⁵が、「二回目改正案」は定款公示に関する内容を削除した。会社定款は会社を管理する最も重要な書類であり、社内の「憲法」とも言える。「会社法」によると、会社定款は会社、株主、董事、監事、役員に拘束力があると同時に、会社がその他の企業に対して投資または他人に担保を提供する決定機構や金額の枠など、善意の第三者の保護にも関わる。会社定款は商業秘密ではなく、定款の公示は会社が内部管理を強化し、法定代表者、董事と役員等の職権濫用を制約する手段であり、また善意の第三者の知る権利を保護し、債権者の善管注意義務を着実に実行する制度の拠り所でもある。よって筆者は、会社定款は公示事項として挙げられるべきだと考える。

(3) 会社の機関設計を最適化

「改正案」によると、有限責任会社であれ株式有限責任会社であれ、「株主会」と「株主総会」を区別せず、統一して「株主会」と称する。また、有限責任会社が董事会を設けない場合については、「執行董事」の呼称を廃止し、呼称を「董事または経理」に変更した。さらに、会社が定款に従って董事会に監査委員会を設置した場合、監事会または監事を設けなくてもよい。また、「二回目改正案」は会社管理の柔軟性をさらに高め、小規模有限責任会社に対して、董事会、監査委員会を設けるか否かに関わらず、全株主の同意を経た場合、監事を設けなくてもよいと規定している。但し、筆者は「小規模」の認定基準に関しては、さらなる明確化が必要とされると考えている。

(4) 会社撤退手続きを簡易化

1 董事会とは、関連規定に基づき、定款によって設立され、全体の取締役から構成される業務執行機関である。日本法の取締役会に相当する。

2 「改正案」によると、会社登記機関は規定に従って電子営業許可証を発行することができ、電子営業許可証は、従来(紙媒体)の営業許可証と同じ効力を有する。

3 株主会、董事会および監事会を指す。

4 第二十四条 株主会、董事会、監事会が会議を開催し、および決議する場合、電子通信の形を採用することができ、会社定款に別途定めがある場合を除く。

5 現行「会社法」は、「公衆が登記機関に会社登記事項の調査を申し立てることができる」と規定している。実務上では、登記機関はオンライン企業情報システムで会社の基本情報(会社名、住所、法定代表者、董事および役員の氏名、登録資本金、経営範囲等)を公示しているが、定款は公示していない。

「改正案」は、簡易手続きによる抹消登記制度を導入した。この制度により、会社は存続期間内に債務が生じなかった、またはすべての債務を返済した場合、全株主の承諾を経て、簡易手続きにより抹消登記を行うことができるとした。但し、簡易手続きでの抹消登記における株主の会社債務に対する連帯責任については、「一回目改正案」では、会社が簡易手続きにより抹消登記を行う場合、全株主が抹消登記前の会社の債務に対して連帯責任を負うと規定されていたが、「二回目改正案」では「株主による、会社の存続期間に債務が発生しないまたは債務がすべて返済したという承諾に偽りがある」場合に限定して、株主に連帯責任を負わせることに修正している⁶。

また、「二回目改正案」は上記のほか、強制抹消制度を導入した。即ち、会社が営業許可証を取り消され、閉鎖を命じられた後、三年を経ても清算が完了されていない場合、登記機構は統一企業情報公示システムでこれを公告することができる（六十日を下回ってはいけない）。公告期限が満了し、異議がない場合、登記機構は強制的に会社登記を抹消することができる、というものである。強制抹消制度の導入は、現在、大量の「ゾンビ企業」が強制的かつ迅速に市場から撤退できない問題をある程度、改善できると思われる。

2 会社役員の実務責任を明確化し、財産権保護を重視

(1) 董事、監事、役員の実務責任を維持する義務

「改正案」は、「董事、監事、役員は、株主による出資金の払い戻し、不法利益配当および減資等に対して責任がある時の賠償責任」を規定し、役員の実務責任の向上を図っている。「一回目改正案」と比較し、「二回目改正案」では、株主が非貨幣財産で出資する場合の董事、監事、役員の実務責任に関する規定を調整している。「一回目改正案」によると、有限責任会社が成立した後、設立時の株主が出資する非貨幣財産の実際の価額が登録資本金を著しく下回る場合、当該株主はその差額を補足しなければならないとしている。董事、監事、役員は設立時の株主が前項規定の行為があることを知っている又は知り得るが、必要な措置を講じず、会社に損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならないと規定している。「二回目改正案」は「知っている又は知り得る」および「必要な措置を講じず」の前提条件を削除し、「責任のある」という表現に改正し、簡潔にした。さらに、「賠償責任」を「連帯賠償責任」に具体化した⁷。

(2) 董事、役員が第三者に損害をもたらした場合の実務責任

董事、役員が日常の経営過程において、自らの職権を超え、会社以外の第三者に損害をもたらすという実務上においてよく発生する事態を鑑み、「改正案」では董事、役員が第三者に損害をもたらした場合の実務責任を明確化した。「一回目改正案」では、董事、役員が職務を執行し、故意又は重大な過失で第三者に損害をもたらした場合、会社とともに連帯責任を負わなければならないと定められている。「二回目改正案」では「連帯責任」から「賠償責任」に修正され、人民法院がケースバイケースで比例責任や補充責任など董事、役員がそれぞれ負うべき責任を判断し、判決を下すことができる⁸としている。

6 第二百三十六条 会社は、存続期間に債務が発生していない、または債務をすべて返済した場合、全株主の承諾を経て、簡易手続きを通して抹消登記を行うことができる。簡易手続きを通して抹消登記を行う場合、統一する企業情報システムを通して公告し、公告期間は二十日を下回ってはならない。公告期間満了後に異議がなければ、会社は二十日以内に会社登記機関に会社の抹消登記を申し立てることができる。会社が簡易手続きを通して抹消登記を行い、株主の第一項に定められた内容に対する承諾に偽りがある場合、抹消登記前の債務に対して、連帯責任を負わなければならない。

7 第五十二条 有限責任会社が成立した後、出資する非貨幣財産の実際の価額が著しく登録資本金を下回る場合、当該株主がその差額を補足し、設立時のその他の株主が連帯責任を負うものとする。

株主に前項規定の行為があり、会社に損失をもたらした場合、賠償責任を負うものとする。責任のある董事、監事、役員は、当該株主と連帯賠償責任を負わなければならない。

8 第九十条 董事、役員が職務を執行し、他人に損害をもたらした場合、会社が賠償責任を負わなければならない。董事、役員に、故意又は重大な過失がある場合、賠償責任を負わなければならない。

(3) 董事に対する責任保険

「二回目改正案」によると、会社は董事が在職している間、職務を執行するために負う賠償責任に対して責任保険をかけることができ、会社は董事に責任保険をかける又は更新した後、董事会は株主に責任保険の付保金額、範囲および料率などを報告しなければならないとしている。「董事責任保険」は「二回目改正案」で新たに追加された規定で、董事が会社管理職責を履行する過程において、粗忽などで賠償責任を迫られた場合、当該董事が抗弁する際に支出した訴訟費用を保険会社が負担すると同時に、その他の係る民事賠償責任も負担される。筆者は、会社が董事に対して責任保険をかけることで、高額な賠償費用やかかるコストの負担によりピンチに陥ることをある程度避けられると考える。

3 会社資本制度の補強、取引安全の保護

(1) 株主の登録資本金の未納による失権制度の導入

現行「会社法」では、株主が期日までに資本金を払い込まなくても、依然として株主権利を享受することができるが、これに対して「一回目改正案」では、株主が期日通りに資本金を払い込まず、会社の催促を受けて規定されている期限内（六十日を下回ってはいけない）に資本金を払い込まない場合、会社は書面で株主に失権通知を発行することができ、失権通知を発行した日より、その株主が払い込まない資本金に該当する持分を消滅させるという失権制度を設けた。「二回目改正案」では上記規定をさらに改善し、「六ヶ月以内に譲渡せず、または抹消しない場合、会社その他の株主が出資比率に基づき係る資本金を払い込む。株主が期日通りに資本金を払い込まず、会社に損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない」という内容を追加した。

(2) 期日到来前における資本金の払込制度の導入

現行の「最高人民法院による『会社法』の適用に関する若干問題の規定（三）」は、「会社の債権者は、出資義務を履行しなかった、または完全に履行しなかった株主に、出資していない元金および利息の範囲内において、会社が返済できない債務に対する補充責任の負担を請求する場合、人民法院はこれを支持する」と規定している。一方、実務上では、出資義務を履行していない株主は、定款に規定されている出資期限が到来していないことを理由として債権者に対抗するケースが多く見られている。そのため今回の「改正案」は、資本金の繰り上げ払込制度を導入した。「一回目改正案」では、会社が履行期限満了後に債務を返済できず、かつ著しく返済能力がない場合、会社または債権者は、既に出資を引き受け、払込期限が到来していない株主に対して、期限を繰り上げて資本金を払い込むことを求める権利があると規定されている。「二回目改正案」は「一回目改正案」をもとに修正し、「著しく返済能力がない」という前提条件を削除し、繰り上げて資本金を払い込む株主に対する出資義務の認定基準をより一層引き下げた。さらに、会社、債権者、株主間の合法的な利益に配慮し、期限を繰り上げて資本金を払い込むことを求める権利がある者は、会社または債権者の履行期限が満了した債権者に限られている⁹。

III 外資企業への影響および実務対応

2020年1月1日、「中華人民共和国外商投資法」およびその実施条例（以下、「外商投資法」という）が発効され、「三資企業法」¹⁰が同時に廃止された。「外商投資法」が「三資企業法」に取って代わっ

⁹ 第五十三条 会社が履行期限満了後に債務を返済できない場合、会社または債権者の履行期限が満了した債権者は、既に出資を引き受け、払込期限が到来していない株主に対して、繰り上げて資本金を払い込むことを求める権利がある。

¹⁰ 三資企業法とは、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外合弁経営企業法」、「中華人民共和国中外合作経営企業法」である。

た後、外資であるか否か、会社の設立・清算、董事と役員の義務等、様々な面において、中国で登記された日本企業を含むすべての外資企業が「会社法」の規制を受けるようになった。

筆者はⅡにおいて「二回目改正案」の詳細および「一回目改正案」との比較を説明したが、ここではそのうちの「会社設立、撤退制度の簡易化」および「会社資本制度の補強」に関する修正について、「改正案」が外資企業に及ぼす影響および外資企業の実務対応を解説する。

1 会社設立、撤退制度の簡易化

「改正案」では出資方式、組織機構、企業抹消登記手続き等についての内容が修正された。会社登記制度が一層改善され、また会社設立と撤退制度の簡易化を図ることで、市場活力がより刺激され、ビジネス環境のさらなる最適化が予想される。

(1) 出資できる財産範囲の拡大

現行「会社法」は、持分（株式）、債権で出資することを禁止していないが、実務上では、「従業員に対する株式インセンティブ」、「DES」を通して実施することが一般的である。「改正案」がはじめて「持分（株式）」、「債権」での出資を条文化したことにより、企業にとっては融資ルートが広がり、コストも下げられると考えられる。

(2) 会社の機関設計を最適化

「二回目改正案」は小規模有限責任会社に対して、全株主の同意を経た場合、監事を設けなくてもよいという規定を新設した。企業にとっては経済的コスト等の削減や会社運営における効率の向上が見込まれる。

(3) 会社撤退手続きの簡易化

現在、実務上では、特に外資企業の場合、たとえ債務がない、または全部の債務を返済したとしても、通常の手続きで抹消登記を行うのが一般的である。簡易手続きによる抹消登記と比べ、通常手続きの場合、所要時間が長く、そのプロセスも相対的に煩雑である。特に外資企業の場合、さらなる所要時間が必要とされる。「改正案」では、債務が生じなかった、またはすべての債務を返済した場合、全株主の承諾を経て、簡易手続きを通して抹消登記を行うことができると定められており、今後、外資企業はよりスムーズかつ効率的に中国市場から撤退できると考えられる。

また、「二回目改正案」は、強制抹消制度を導入した。会社に、営業許可証を取り消され、閉鎖を命じられるという解散事由が発生した場合、会社は解散事由が発生して十五日以内に清算委員会を設立し、清算を行わなければならない。現行「会社法」によると、会社の解散決議には三分の二以上の議決権を持つ株主の同意が必要とされる。実務上では、支配権を持つ株主が会社解散に関する決議の履行を怠る場合、解散が行き詰まってしまう可能性がある。強制抹消制度の導入によって、営業許可証を取り消され、閉鎖を命じられた会社が三年を経ても清算を完了していない場合、登記機構は強制的に会社登記を抹消することができるため、非支配株主の会社から撤退する権利が保護できる。特に中外合弁企業の場合、支配権を持つ中資株主が会社解散に関する決議の履行を怠る場合、非支配株主である外資企業が会社から撤退することが可能である。

2 会社資本制度の補強

(1) 株主の登録資本金の未納による失権制度の導入

「改正案」が公布される前までは、約定通りに出資義務を履行しなかった株主の失権について、法律法規においては明確に規定されていなかった。実務上では、たとえ会社が臨時株主会を開催し、当該株主の株主資格を解除し、他の株主に係る登録資本金を補てんすることを決議しても、政府関連部門で持分変更登記を申請する際に、当局に株主解任の株主会決議だけで持分登記を変更することはできないと拒

否される可能性がある。これは（複数の株主を有する）外資企業にとって、株主解任のコストを増やし、会社および他の株主に不利になると考えられる。

会社が書面で株主に資本金払込催促や失権通知を発行でき、失権通知を発行した日より、その株主が払い込まない資本金に該当する持分を喪失するという「改正案」の修正内容は、上述した持分変更登記問題に法的な裏付けを与えた。「改正案」は、株主出資に対する規範を強化し、取引の安全を図り、さらに現行の会社制度体系の下で頻発する株主瑕疵出資問題への解決策を示した。

(2) 期日到来前における資本金の払込制度の導入

実務上では、中外合弁企業または外資間合弁企業は、一方の合弁当事者が引き受けた資本金をすべて払い込んでいるが、その他の合弁当事者は出資期限がまだ到来していないことを理由にして、資本金を払い込まない状況が見られる。期日到来前における資本金の払込制度の導入によって、履行期限満了後の債務の返済を会社ができない場合、会社は、既に出資を引き受け、払込期限が到来していない株主に対して、繰り上げて資本金を払い込むことを求める権利を有する。これにより会社資本制度の補強ができ、資本金を払い込んだ株主の利益もよりよく保護できると考えられる。

IV おわりに

「会社法」の改正は、中国の経済発展に寄与し、企業の設立等を法的に保障する。また、「改正案」で新設された制度は可決された後、会社の管理、コンプライアンス等に対して、新たなチャレンジをもたらすものであり、今後の実務動向に注目していきたい。

以 上

上海市錦天城法律事務所

錦天城法律事務所は1999年に設立された、ワンストップでリーガルサービスを提供する総合法律事務所です。その中核事業分野では、業界をリードする実力があります。

当事務所は中国上海で発足し、現在は北京、杭州、深セン、蘇州、南京、成都、重慶、太原、青島、厦門、天津、済南、合肥、鄭州、福州、南昌、西安、広州、長春、武漢、ウルムチ、長沙、海口、香港、ロンドン、シアトル、シンガポール、東京にオフィスを開設しています。

業務内容は、証券・資本市場、銀行・ファイナンス、コーポレート・M&A、国際貿易、クロスボーダー投資、知的財産、会社更生と清算、労働・社会保障、流通・小売、訴訟・仲裁等、企業法務全般にわたる幅広い問題に対応することが可能です。

当事務所は、中国司法部とその下位の司法・行政機関、弁護士協会、世界的に有名な法律メディア並びに権威ある法律事務所評価機関（Chambers Global、アジア法律雑誌ALB、商法(China Business Law Journal)、Asialaw Profiles、The Legal 500、IFLR 1000）によって幾度も中国トップレベルのリーガルサービスを提供する事業者選ばれており、中国全土における十大法律事務所の上位にランキングされています。

錦天城外国法事務弁護士事務所（東京オフィス）

東京オフィスは、2022年4月25日をもって正式に設立されました。当事者または官公署の委嘱により中国法に関する法律事務を行うことや国際仲裁・国際調停事件の手続きについての代理、外国法事務弁護士の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行、他人の事業および財務状況、資産の価値等の外国法に関する法律事務について調査、証明の業務、日本の弁護士・弁護士法人との共同事業を行うことができます。日本語が流暢で日中の法律・商習慣・実務慣行をも熟知した弁護士たちが、様々な業界に属する日本企業の中国進出から撤退まで、M&Aや知的財産権の保護、コンプライアンス管理、労働人事、紛争解決など、日本企業の中国ビジネスを全力でサポートしています。

上海市錦天城法律事務所

中華人民共和国上海市浦東新区銀城中路501号上海中心大廈9、11、12階（〒200120）

TEL: +86 21 2051 - 1000

錦天城外国法事務弁護士事務所

首席代表：裘索（キョウ サク） 弁護士（日本国外国法事務弁護士、第二東京弁護士会登録）

東京都千代田区丸の内2丁目3番2号郵船ビルディング1階

TEL: 03 - 5533 - 8906 03 - 5533 - 8908

MAIL: tokyooffice@allbrightlaw.com

URL: <https://www.allbrightlaw.com/JP/01.aspx>（日本語）

中国弁護士 法学博士 裘索

上海市錦天城法律事務所シニアパートナー、東京オフィス首席代表。

早稲田大学大学院法学修士学位取得、華東政法大学法学博士学位取得。

1998年、日本外国法事務弁護士資格取得、第二東京弁護士会登録（G241）。

「中国の会社法一新旧「公司法」条文の比較と要点解説」（中央経済社、2007）、ほか、

「日本国弁護士制度」、「日本国検察制度」、「日本違憲審査制度」等の専門書を執筆。

現在、上海市第十四期政治協商会議委員、上海国際経済貿易仲裁委員会・上海仲裁委員会・韓国商事仲裁院仲裁員等を務めている。

主な業務分野：M&A、クロスボーダー投資、破産清算等。

使用言語：中国語、日本語、英語。



中国弁護士 法学修士 洪一帆

上海市錦天城法律事務所シニアアソシエイト。

明治大学法学学士及び法学修士学位取得。

主な業務分野：M&A、クロスボーダー投資、労働問題、訴訟と仲裁等。

使用言語：中国語、日本語。



データから見る中国知的財産権の発展状況と課題

みずほ銀行
中国営業推進部
調査役 中国弁護士 王 博
Email:bo.wang@mizuho-bk.co.jp
Tel:03-5220-8721

<要約>

- ・ 米中対立は中国の知的財産権の発展に大きく影響を与え、2018年以後、中国は「自立自強」の「知財強国」を目指す動きはますます加速している。
- ・ 近年、政策、法律、行政、金融、渉外などの体制面の改善は大きく進んでおり、特に法律制度面では、各基本法の改正などにより知財保護の強化を図っている。
- ・ 各項目について十四次五ヵ年計画の25年までの中期目標達成に向けては着実に進捗している。
- ・ 一方、中国自身の技術力、米中対立、安全保障などの観点から多くの課題あり。
- ・ 日本企業は日中両国の安全保障規制等の動向を注視しながら、中国ビジネスにおける知財戦略について専門家とも相談しつつ、慎重かつ戦略的に進めていくことが求められる。

一. はじめに

2018年に顕在化した米中対立は、中国の知的財産権の発展に大きく影響を与え、中国は「自立自強」の「知財強国」を目指す動きはますます加速している。

2019年から、中国政府は「商標法」、「不正競争防止法」、「著作権法」及び「専利法¹」という知的財産権関連の4つの基本法を相次いで改正し、2020年に公布された「民法典」の中に知的財産権の定義を初めて明文化したなど法規制上に権利の保護を強化した。また、2021年に『知的財産権強国建設要綱(2021~2035年)』と「第14次5ヵ年知的財産権保護と運用計画」などの国家政策を公布し、今後の知財強国へ向けたグランドデザインとロードマップを示した。

一方、知財使用料の輸出入赤字の拡大や、米中対立などの原因による技術輸入の難易度の増加などの課題に加え、近年、中国は国家安全に係る知的財産権の管理を強化しており、企業にとっては新たに知的財産権の保護と運用に関する安全保障が新たな課題となってきた。

本稿では、中国の知的財産権の現状と課題、それに伴う日系企業の中国知財戦略の新たな留意点について紹介する。

二. 現状：政策、法律改正による実績化

中国では、2008年に公表された「国家知的財産権戦略綱要」で知財が国家戦略として掲げられ、また、2015年に公布された「新情勢の下における知的財産権強国建設の加速に関する若干の意見」では「知的財産権強国の建設」が目標として初めて設定された。

この後、特に2018年以後には、米中摩擦の激化により、関連知財政策の公布と違法活動の取締りなどの取り組み実施の頻度が高まり、知的財産権の保護と活用の強化と推進が加速してきた。

¹ 中国の「専利」は発明特許、実用新案と意匠が含まれている。

こうした状況の下、「知的財産権強国建設要綱（2021～2035年）」（以下、要綱）が2021年9月22日に公表された。今後15年間の長期的な計画を示した中国知財の国家戦略として注目を集めている。また従来の知財関連政策と異なり、国務院のみならず中国共産党中央委員会も名を連ねている点は、本要綱の重要性を示している。

2035年までのグランドデザインについては、中期（2025年）および長期（2035年）と2段階に分けた目標が設定されており、第1段階として2025年に向けて、定性と定量の二つの側面から目標を掲げている。定性面では知財保護のより厳格的な保護、知財の市場価値とブランド競争力の向上などにより知的財産権強国の建設について成果の取得を目指している。

定量面では、専利集約型産業²および著作権産業の付加価値の対GDP比率、知財使用料の年間輸出入総額、1万人当たりの高価値専利保有件数³といった数値目標を定めている。

第2段階の2035年までには、知的財産権の総合競争力が世界のトップレベル入りし、関連制度体系を完備し、世界レベルで中国の特色がある知財強国を完成させることを長期目標としている（表1）。

【表1】

目標	2025年まで	2035年
定性	<ul style="list-style-type: none"> 知財保護をより一層厳格化 社会満足度を比較的高水準の達成 知財の市場価値をより顕著に ブランド競争力の大幅向上 	<ul style="list-style-type: none"> 知財の総合的競争力を世界水準に 知財によるイノベーションの大きな発展 社会全体の知財文化への自覚の形成 知財のグローバル・ガバナンスへの全方位、多層な参画 世界レベルで中国の特色がある知財強国の基本的完成
定量	<ul style="list-style-type: none"> 専利集約型産業付加価値の対GDP比率13% 著作権産業付加価値の対GDP比率7.5% 知財権使用料年間貿易総額3,500億元 高価値発明専利保有件数12件（1万人当たり） 	—

*資料：「知的財産権強国建設要綱（2021～2035年）」に基づき筆者作成

² 発明特許の集約度、規模が所定の標準に達し、知的財産権で市場競争に参加し、イノベーション発展方向に合致する産業の集合。情報通信技術製造業、情報通信技術サービス業、新設備の製造業、新材料の製造業、医薬医療産業、環境保護産業、研究開発業および技術サービスの7産業は含まれている。http://www.gov.cn/gongbao/content/2019/content_5419213.htm 『知的財産権(専利)集約型産業統計分類(2019)』

³ 1万人当たりの中国居住者が有する国家知的財産局に登録されている以下いずれの条件に該当する有効な発明特許(高価値専利)の数：①戦略新興産業の発明特許；②海外にパテントファミリーを有する発明特許；③維持年限が10年を超える発明特許；④比較的高い質権融資金額を実現した発明特許；⑤国家科学賞、中国専利賞を受けた発明特許。

また、上記要綱の目標達成のロードマップとして、国務院は、2021年10月28日に「第十四次五カ年計画（十四五）期間における国家知的財産権保護と運用計画」（以下、「計画」）を公表した。

本計画は、「第十四次五カ年計画」と「知的財産強国建設要綱（2021～2035年）」に基づき制定されており、2021年から2025年までの5年間の知的財産権発展の指導思想、基本原則、主要目標・指標(KPI)、重点任務及び保障措置などを明確に示している。

この中で、「主要目標」は要綱の定性目標をより具体化し、知的財産権保護の法治化水準の向上、知財の移転・転化体制のさらなる完備、知財インフラの情報化・AI化の著しい成果の取得、知財のグローバル・ガバナンス体制の中の役割がより顕著となるなどを掲げている。

「主要指標」は、要綱の定量目標の上で、新たなKPIも追加策定されている(表2)。

【表2】

指標	2020年	2025年	累計付加価値
1. 1万人あたりの高価値専利保有数件数	6.3	12	5.7
2. 海外における発明特許登録数（万件）	4	9	5
3. 知的財産権質権融資の登録金額（億元）	2,180	3,200	1,020
4. 知的財産権使用料の年間輸出入総額（億元）	3,194.4	3,500	305.6
5. 専利集約型産業の付加価値のGDP比率（%）	11.6(19年)	13.0	1.4
6. 著作権産業の付加価値のGDP比率（%）	7.39(19年)	7.5	0.11
7. 知的財産権保護の社会満足度（点）	80.05	82	1.95
8. 知的財産権民事第1審訴訟の判決に対する上訴等しない案件の比率（%）（服判息訴率）	—	85	

*資料：「知的財産強国建設要綱（2021～2035年）」に基づき筆者作成

要綱と計画が公表されてから1年半が経過し、この定性と定量目標の実現状況を見てみたい。

まず、定性面から見ると、近年、法律、行政、金融、渉外などの体制面の改善と構築は大きく進んでいる。特に法制度面では、表3でまとめているように、2019年から、「商標法」、「不正競争防止法」、「著作権法」及び「専利法」という知的財産権関連の4つの基本法を相次いで改正し、賞罰的賠償制度の確立など知的財産権の保護を強化した。また、2020年に公布された「民法典」の中に知的財産権の定義を統一し、地理的表示および営業秘密も知的財産権に属することを初めて明文化した。並びに、2022年に「独禁法」を改正し、技術などの優越地位を利用して競争を制限することの禁止を明確化した。

【表3】

法律	改正	ポイント	その他関連規制の修正動向
著作権法	2020年11月改正、 2021年6月施行	視聴作品の導入、法定賠償の上限の引き上げや賞罰的賠償の導入	著作権法実施条例の改正は推進中

商標法	2019年4月改正、 2019年11月施行	悪意的な商標出願の 明確的禁止、法定賠 償と賞罰的賠償の明 確	23年1月に、商標法 改正案のパブコメを 公表、悪意の商標登 録、商標使用義務な どの規制強化。 商標法実施条例の改 正は推進中。
特許法	2020年10月改正、 2021年6月施行	優先権制度の改善、 特許権存続期間の延 長、特許オープンラ イセンス制度の導入	特許法実施条例、特 許審査ガイドライン の改正は推進中。
反不正競争法	2019年4月改正、 2019年11月施行	営業秘密権利者の証 明責任の緩和	22年11月に、反不 正競争法改正案のパ ブコメを公表、デジ タル経済分野の不正 競争の防止、営業秘 密に対する保護の強 化。 「営業秘密保護規 定」の制定の推進
独禁法	2022年6月改正、 2022年8月施行	データ、アルゴリズム 、技術などの優越 地位の濫用の禁止	2022年6月に、「知 的財産権の濫用によ り競争の排除、制限 の禁止に関する規 定」のパブコメを公 表

続けて、定量目標の実現状況(表4)を見ると、21年と22年において各目標項目の数字が増加し、25年までの中期目標の実現に向けて進捗していることは分かる。この中、3番の「知的財産権産業質権融資の登録金額」、及び4番の「知的財産権使用料の年間輸出入総額」の2項目については、実質的に既に目標達成となっている。2番の「海外における発明特許登録数」及び6番の「著作権集約型産業の付加価値のGDP比率」の増加率は高くないが、国内外のコロナ状況による要因もあると思われ、コロナ禍が収束しつつある中、中国国内の防疫政策も緩和、解除され、22年度以後の増加率が高くなることが見込まれる。

【表 4】

指標	2020年	2021年	2022年	25年目標
1. 1万人あたりの高価値専利保有数	6.3	7.5	9.4	12
2. 海外における発明特許登録数（万件）	4	4.6	—	9
3. 知的財産権質権融資の登録金額（億元）	2,180	3,098	4,868	3,200
4. 知的財産権使用料の年間輸出入総額（億元）	3,194.4	3,783	—	3,500
5. 専利集約型産業の付加価値のGDP比率（%）	11.6(19年)	11.97(20年)	12.44(21年)	13.0
6. 著作権産業の付加価値のGDP比率（%）	7.39(19年)	7.39(20年)	7.41(21年)	7.5
7. 知的財産権保護の社会満足度（点）	80.05	80.61	—	82
8. 知的財産権民事第1審訴訟の判決に対する上訴等しない案件の比率（%）（服判息訴率）	—	—	—	85

*資料：国家知的財産局が公表した各統計データに基づき筆者作成（一部統計データがなし）

また、上記 KPI の土台となる企業・個人による申請、登録、移転などの知財活動の状況につき、国家知的財産権局は 1 月 16 日に記者会見を開催し、2022 年度の状況を発表した。

発表された内容によると、2022 年末時点における中国の有効な発明特許件数は 421.2 万件であり、香港・マカオ・台湾を除けば、中国国内の有効な発明特許件数は 328 万件で、世界で初めて国内の有効な特許件数が 300 万件を突破した国であり、世界知的財産権機関(WIPO)が最近発表した「世界知的財産指標」レポートによると、中国の有効な発明特許件数が世界一となった。

このうち、国内企業の有効な発明特許件数は 232.4 万件、ハイテク企業、専精特新⁴の「小巨人企業」が保有する有効な発明特許件数は 151.2 万件と国内企業全体の 65.1%であった。

また、産業分野から見ると 2022 年末時点において、デジタル経済の中核産業の発明特許授権件数は 32.5 万件と前年比 17.9%増であった。特に情報技術管理、コンピューター技術等分野での有効な発明特許件数の増加が著しく、前年比でそれぞれ 59.6%増、28.8%増となった。

表 5 にも示されているように、2021 年発明特許の登録件数の国内企業の上位 10 社の中では、情報通信、コンピューター技術などのハイテク企業とデジタル企業が中心である。

⁴ 専門性、精細性、特色性、新規性

「表 5」



資料：中国国家知識財産局年報(2021 年)

また、国内のみならず、中国は企業の海外への特許出願も積極的に推進している。特にコンピューター技術、データ通信、バイオテクノロジーなどの戦略産業の知的財産権の海外展開が注目されている。

WIPO の統計では、21 年において、中国からの国際出願(PCT)数は 6.95 万件、出願数が 19 年から 3 年連続世界一位となっている。産業分野から見ると、コンピューター技術、データ通信と映像技術の出願数が最も多く、また、増加スピードが最も速いのはバイオマテリアル、バイオテクノロジーと有機精密化学である。

企業の場合は、世界 PCT 国際出願上位 10 社の中、ファーウェイが連続 5 年で 1 位、OPPO と BOE は 6 位と 7 位にそれぞれランクインされた。前記 3 社以外、上位 50 社の中、平安科技(11 位)、ZTE(13 位)、VIVO(16 位)、DJI(第 20 位)、深セン瑞声声学科技(29 位)、武漢華星光電(32 位)、深セン華星光電(33 位)、テンセント(42 位)、バイトダンス(46 位)と小米(48 位)の 10 社も入っている。

また、中国による海外への出願、登録先のうち、日本での発明特許の出願と登録数はまだ多くないが(日本の場合、1 位がアメリカ、2 位が欧州、3 位が中国)、日本特許庁のデータによると、17 年から 21 年までの 5 年間に年々増えており(表 6)、中国企業が日本での知財戦略の展開をより重要視していると推察する。

【表 6】

	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年
日本への出願	4,172	5,325	7,947	8,406	9,369
日本での登録	2,415	3,152	3,738	4,331	4,902

資料：日本特許庁『特許行政年次報告書(2022 年版)』に基づき筆者作成

上記の中国知的財産権の発展の現状から見ると、中国は自国のイノベーションの向上を国家政策で押し進め、法制度などの整備により、新技術、特に情報通信、コンピューター技術などの戦略産業に力を注いで推進し、実績を積み上げながら国内外で積極的に布石を打っていることがわかる。

三. 課題：米中対立、中国の知財安全保障の強化などにより、新たな課題も

上記二では中国知的財産権の発展状況を概観し、25年までの中期目標に向け確実に進んでいると述べたが、中国自身の技術力、米中対立、安全保障などを要因として、下記のように、まだ多くの課題が残っていると言える。

1. 知的財産権使用料の輸出入の赤字が継続的に拡大

中国国家外貨管理局が公表した「国際収支バランス表」により、主に発明特許に関わる「知的財産権等の使用料」を見ると、2010年から赤字拡大しており、21年の中国の海外への支払額は3,000億元を超え、海外からの受取額の4倍強となり、赤字額は約2,200億元にも上る。欧米など安全保障上の問題で中国の技術の利用を避けていることも考えられるが、中国は依然として海外の技術への依存が強く、量的に世界トップとなった一方、質においてはまだ高くないのも一つの原因だと推察する。

2. 外国から技術の輸入の難易度が増加

中国国家知的財産局が公表した「2021年版中国専利調査報告」の中、「技術の輸入が難しい」と感じた企業の比率は調査対象の11%超もあり、また2022年版において企業規模から見ると、大企業の方が中小企業よりも比率が高い。産業から見ると、電気機械、ソフトウェア、情報技術、コンピューター、通信、EV自動車などの産業の比率が高い。輸入先から見ると、アメリカから技術輸入の難易度が一番高く、その次は欧州と日本。米中対立の激化により、今後このような問題がますます顕著になると予想される。

3. 知財保護が十分ではない

JBICが2022年12月に公布した「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」によると、中国での事業展開における課題として、「知的財産権の保護が不十分」の回答率が42.3%となり、「労働コストの上昇」(62.8%)、「他社との激しい競争」(59.2%)と「法制の運用が不透明」(49.2%)に次ぎ、4番目に多かった。

この原因を分析すると、主に下記3点が考えられる。

- ① 政策面：発明特許の出願に対する補助金が21年に廃止されたが、登録後の補助金が25年まで有効であるため、補助金狙いの技術の盗用など非正常出願がまだ多い。
- ② 法律面：特許法、商標法などの基本法を改正したが、これを実施するための細則は未改正のまま、実用性が欠けている。
- ③ 市場環境：他社との激しい競争により知財侵害が増加。また、特定分野等において自国企業の保護目線も懸念されるなど、外資企業にとってはプレッシャーを感じるケースもあり。

4. 中国の知財安全保障の強化

第十四次五カ年知財計画には、「知的財産権の国家安全政策の完全化と維持」を一つの重点任务と措置として掲げて、知財の安全保障を国家政策として確立した。

これまでの知的財産の安全保障は主に技術の輸出分野にフォーカスし、輸出管理法、両用品目および技術輸出入管理目録など関連法規定を作成し、国家安全に関わる技術の移転の管理を厳格化してきたが、第十四次五カ年知財計画の内容によると、今後は主に下記3つの領域から更に強化していくと考える。

① 知的財産権の基本法の立法

現在、中国は既に知財基本法の立法を検討している。基本法を作成する場合、この中に国家安全保障を原則として確立すると考えられる。

② 国家安全に関わる戦略産業の個別規制の作成

要綱と計画の中には、いずれ、デジタル、AI、バイオテクノロジーなどの知財戦略産業の知財立法の推進を言及したため、今後の各産業において個別規制の作成が進んでいくと予測される。

③ 知的財産権法の域外適用体制の構築

計画の中には、知的財産権法の域外適用の推進が明確に定められている。今後、知財分野の域外適用の専門法規制の制定についても注視していく必要がある。

四. 日系企業の実務上の留意点

以上に紹介したように、中国の知的財産権の保護と活用の取り組みは着実に前進しているが、米中対立などの影響で、まだ多くの課題が残っている。また、中国の知財安全保障の強化により、国家安全に関わる知的財産権の管理は今後更に強化されていくことが想定され、日本企業は中国での知財戦略を展開する際に、従来の知財対策に加えて、下記の点を改めて留意する必要がある。

1. 中国企業へモノ、技術を提供する場合、自国の安全保障制度により今後移転できなくなるリスクを想定し、関連契約の「不可抗力」条項の見直すなどの対応を検討しておく。
2. 中国企業から技術提供を受けるケースも増えている中、中国企業の保証義務(輸出禁止技術に属さないことなど)の要求や、提供不能な場合(政府に安全保障の理由で止められた場合など)の代替策を検討しておく。

五. 終わりに

米中対立等も踏まえ、中国は自国のイノベーションを向上させ、自立自強の「知的強国」を模索している。こうした中、中国企業にとって日本企業の有する技術に対する関心は非常に高まっており、様々な形での提携のニーズが想定される。日本企業は日中両国の安全保障規制等の動向を注視しながら、中国ビジネスにおける知財戦略について専門家とも相談しつつ、慎重かつ戦略的に進めていくことが求められる。

以上

(ご参考) チャイナビジネス関連情報

MIZUHO

みずほフィナンシャルグループ

レポートタイトル	担当部門	頻度	リンク先(直近 2 レポート)
チャイナビジネスманスリー (CBM)	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	23 年第 1 号(2023/1/11) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0158-XF-0105.pdf 23 年第 2 号(2023/2/6) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0160-XF-0105.pdf 23 年第 3 号(本誌)
みずほインサイト Mizuho RT Express	みずほリサーチ & テクノロジーズ	不定期	経済正常化を目指す 2023 年の中国(2022/12/26) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2022/pdf/insight-as221226.pdf 今春から中国人訪日観光客の回復本格化へ(2022/2/7) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2023/pdf/express-jp230207.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.119(2022/9/26) フレンドショアリングでアジアはどう動くのか https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2209-2210.pdf Vol.120(2022/12/22) ウクライナ情勢等によるエネルギー-安全保障への影響と脱炭素の動向 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2212-2301.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス (BE)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	週次	第 649 号(2023/2/17) 国家発展改革委員会、企業の中長期外債審査登記制を実施 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0702-XF-0105.pdf 第 650 号(2023/2/17) 長三角一体化発展シリーズ 2 回目 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0703-XF-0105.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス(経済編)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	第 129 号(2022/12/23) 22 年 11 月中国経済指標と政策対応 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0129-XF-0105.pdf 第 130 号(2023/1/18) 22 年実質 GDP 成長率 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0130-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	中国自動車業界レポート(2023/1/19) 22 年 12 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0076-XF-0103.pdf 中国自動車業界レポート(2023/2/17) 23 年 1 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0077-XF-0103.pdf

【お問い合わせ先】

みずほフィナンシャルグループ

みずほ銀行 中国営業推進部 情報ライン (西方路、王博)

E-mail : china.info@mizuho-bk.co.jp TEL : (日本) 03-5220-8734

みずほ銀行

● 本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5
TEL:03-5220-8721. 03-6628-9304

● 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号K11Atelier13楼
TEL:852-2306-5000

● 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号
国泰置地広場8-9階
TEL:886-2-8726-3000

● 台中支店

台中市府会園道169号
敬業楽群大楼8楼
TEL:886-4-2374-8768

● 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大楼12楼
TEL:886-7-236-8768

○ 南京駐在員事務所

江蘇省南京市秦淮区漢中路1号
南京国際金融中心16D
TEL:86-25-8332-9379

○ 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号
銀行中心2102室
TEL:86-592-239-5571

みずほ銀行(中国)有限公司

● 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心21階、23階
TEL:86-21-3855-8888

○ 上海虹橋出張所

上海市閔行区申濱南路1226号
虹橋新地中心 A棟6階、C棟6階
TEL:86-21-3411-8688

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西樓8階
TEL:86-10-6525-1888

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
森茂大厦23階、24階-A
TEL:86-411-8360-2543

○ 大連経済技術開発区出張所

遼寧省大連市大連経済技術開発区
紅梅小区81号ビル古耕国際商務大厦22階
TEL:86-411-8793-5670

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号
TEL:85-510-8522-3939

● 深圳支店

広東省深圳市福田區金田路
皇崗商務中心1号樓30楼
TEL:86-755-8282-9000

● 天津支店

天津市和平区赤峰道136号
天津国際金融中心大厦11階
TEL:86-22-6622-5588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島国際金融中心44階
TEL:86-532-8097-0001

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景国際金融広場25階
TEL:86-20-3815-0888

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階
TEL:86-27-8342-5000

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園区
旺墩路188号建屋大厦17階
TEL:86-512-6733-6888

○ 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路258号
東安大厦18階D、E室
TEL:86-512-6733-6888

○ 常熟出張所

江蘇省常熟高新技术産業開發区
東南大道33号科創大厦701-704室
TEL:86-512-6733-6888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字楼19階
86-551-6380-0690

その他

○ みずほ証券北京駐在員事務所

北京市朝陽区建国門外大街甲26号
長富宮井公樓8階
TEL:86-10-6523-4779

○ みずほ証券上海駐在員事務所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心17階
TEL:86-21-6877-8000

● Mizuho Securities Asia.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier14-15樓
TEL:852-2685-2000

● Asset Management One HK.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier13樓
TEL:852-2918-9030

【免責事項】

1. 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
2. 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
3. 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
4. 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
5. 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。
6. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
7. 当資料の情報は、すべて執筆者個人の見解であり、執筆者の所属する機関、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の公式的な見解を示すものではありません。